沖縄総合事務局開発建設部の工事における
総合評価方式等の運用ガイドライン（案）
【建設系】

（令和２年度版）

令 和 2 年 4 月

沖縄総合事務局

開 発 建 設 部

― 目　次 ―

1.　総合評価落札方式の導入と改善の経緯 ..... １－１
1-1　意義 ..... １－１
1-2　総合評価落札方式導入と適用拡大 ..... １－１
1-3　総合評価落札方式の課題と抜本的見直し ..... １－７
1-4　不正が発生しにくい制度への見直し ..... １－９

2.　総合評価落札方式の実施手順 ..... ２－１
2-1　総合評価落札方式のタイプ選定 ..... ２－１
2-1-1　総合評価落札方式のタイプの概要及び適用の意義 ..... ２－１
2-1-2　総合評価落札方式適用の概要 ..... ２－２
2-1-3　技術提案評価型の分類 ..... ２－３
2-1-4　総合評価落札方式のタイプ選定の詳細 ..... ２－４
2-2　手続きフロー ..... ２－７
2-2-1　施工能力評価型の手続きフロー ..... ２－８
2-2-2　施工能力評価型の手続きフロー（二封筒型） ..... ２－９
2-2-3　技術提案評価型Ｓ型の手続きフロー ..... ２－１０
2-2-4　技術提案評価型Ａ型の手続きフロー ..... ２－１１
2-3　競争参加資格要件と総合評価項目 ..... ２－１２
2-3-1　競争参加資格要件及び総合評価項目 ..... ２－１２
2-3-2　入札方式の適用区分 ..... ２－１３
2-4　競争参加資格の確認 ..... ２－１４
2-5　総合評価項目の審査・評価 ..... ２－１６
2-5-1　評価項目及び配点の基本的な考え方 ..... ２－１６
2-5-2　留意事項 ..... ２－１８
2-5-3　配置予定技術者へのヒアリング ..... ２－２３
2-5-4　技術提案評価型Ｓ型における技術提案 ..... ２－２４
2-5-5　技術提案評価型Ａ型における技術提案 ..... ２－２４
2-5-6　施工体制 ..... ２－２５
2-6　技術提案評価型Ａ型における技術提案 ..... ２－２５
2-6-1　技術提案評価型Ａ型における評価項目・基準の設定例 ..... ２－２５
2-7　技術提案評価型Ａ型におけるその他手続き・留意事項 ..... ２－２９
2-7-1　入札説明書の記載事項 ..... ２－２９

2-7-2　技術提案の改善（技術対話）……２－３３
2-7-3　予定価格の作成 ……２－３６

3.　総合評価の方法 ……３－１
3-1　評価値の算出方法 ……３－１
3-2　加算方式及び除算方式の特徴 ……３－２
3-3　技術評価点の算出方法 ……３－４

4.　総合評価落札方式の結果の公表・通知 ……４－１
4-1　評価結果の公表 ……４－１
4-2　技術提案等の採否に関する詳細な通知 ……４－４
4-3　中立かつ公正な審査・評価の確保 ……４－５
4-4　入札及び契約過程に関する苦情処理 ……４－６

5.　総合評価落札方式の評価内容の担保 ……５－１
5-1　技術提案履行の確保 ……５－１

6.　総合評価落札方式の試行等 ……６－１
6-1　施工体制確認型総合評価落札方式の試行（平成１８年～）……６－１
6-2　段階選抜方式の検討 ……６－５
6-3　事後審査型入札方式の検討 ……６－６

〔用語の定義〕

総合評価落札方式	価格と価格以外の要素（品質など）を総合的に評価して落札者を決定する方式
評価値	総合評価落札方式において落札者を決定するための指標であり、原則、この値の最も高い者を落札者とする。 評価値の算定方法には、技術評価点を入札価格で除して評価値を求める「除算方式」と、技術評価点と価格評価点（入札価格を点数化した値）を合計して求める「加算方式」があり、国土交通省直轄工事（港湾空港関係を除く。以下同じ。）における総合評価落札方式では、除算方式により評価値を求めることとしている。
技術評価点	価格以外の要素を点数化した値であり、標準点、加算点、施工体制評価点の合計値として求められる。 技術評価点＝標準点＋加算点＋施工体制評価点 ※施工体制評価点は、施工体制確認型総合評価落札方式を適用する工事において用いる。
標準点	入札説明書等に記載された要求要件を満足する場合に与える点数。 要求要件を満足する者に対しては、標準点として一律１００点を付与し、それ以外の場合は不合格とする。
加算点	評価項目に対して、各競争参加者の技術力等に応じて付与される点数。
施工体制評価点	入札説明書等に記載された要求要件を実現できるかどうかを審査・評価し、その確実性に応じて付与される点数。
総合評価落札方式のタイプ	総合評価落札方式の類型。 公共工事の特性（工事内容、規模、要求要件等）に応じて、「技術提案評価型」と「施工能力評価型」に大別される。

１．総合評価落札方式の導入と改善の経緯

1-1　意義

国及び地方公共団体等は、社会資本を整備・維持する者として、公正さを確保しつつ良質なモノを適正な価格でタイムリーに調達し提供する責任を有している。公共工事は、国民生活及び経済活動の基盤となる社会資本を整備するものとして社会経済上重要な意義を有しており、その品質は、現在及び将来の国民のために確保されなければならない。

公共工事に関しては、従来、価格のみによる競争が中心であったが、厳しい財政事情の下、公共投資が減少する中で、その受注をめぐる競争が激化し著しい低価格による入札が急増するとともに、工事中の事故や粗雑工事の発生、下請業者や労働者へのしわ寄せ等による公共工事の品質低下に関する懸念が顕著となっている。

このような背景を踏まえて、平成１７年４月に「公共工事の品質確保の促進に関する法律」（以下「品確法」という。）が施行された。品確法では、公共工事の品質は「経済性に配慮しつつ価格以外の多様な要素をも考慮し、価格及び品質が総合的に優れた内容の契約がなされることにより、確保されなければならない」とし、公共工事の品質確保のための主要な取り組みとして総合評価落札方式の適用を挙げている。

総合評価落札方式を実施するにあたり、発注者は競争参加者の技術的能力の審査を適切に行うとともに、工事品質の確保や向上に係る技術提案を求めるように努め、価格と技術提案が総合的に最も優れた者を落札者とすることが原則となる。

総合評価落札方式の適用により、公共工事の施工に必要な技術的能力を有する者が施工することとなり、工事品質の確保や向上が図られ、工事目的物の性能の向上、長寿命化・維持修繕費の縮減・施工不良の未然防止等による総合的なコストの縮減、交通渋滞対策・環境対策、事業効果の早期発現等が効率的かつ適切に図られることにより、現在かつ将来の国民に利益がもたらされる。また、技術力競争を行うことが民間企業における技術力向上へのインセンティブとなり、技術と経営に優れた健全な建設業が育成されるほか、価格以外の多様な要素が考慮された競争が行われることで、談合が行われにくい環境が整備されることも期待される。

1-2　総合評価落札方式導入と適用拡大

我が国の公共工事においては、建設省（現国土交通省）が平成１０年１１月に掲示した「今井１号橋撤去工事」において最初の総合評価落札方式が適用されている。また、平成１２年３月には大蔵大臣（現財務大臣）との包括協議が整い、「工事に関する入札に係る総合評価落札方式の標準ガイドライン」（以下「標準ガイド」という。）に準ずることにより、工事案件毎の個別協議が不要となったため、事務手続きに係る時間が軽減され、総合評価落札方式の適用拡大のための環境が整備された。

「総合評価落札方式の実施に伴う手続について」（平成１２年９月、建設省）に示されるとおり、当初の総合評価落札方式は、民間企業の優れた技術力を活用することにより、調達のＶＦＭ（Value for Money、単位価格あたりの価値）を向上させ、社会的便益を増大させることを目的としたものであり、求められる工事品質の上限値に対応した工事価格を予定価格とすることにより予定価格の上限拘束性を緩和し、標準的な工法に比べコストが大きくともそれ以上の社会的便益を生じる技術を採用できる仕組みが取り入れられていた。

標準ガイドに示された予定価格の算定方法は、発注者の提示した最低限の要求要件を満足する工事（標準案）の品質に対する評価項目の上限値に対応する工事品質の向上分を貨幣換算したもの、また

はコストの増分を標準案の価格に加算するものであり、この加算分を積算においては総合評価管理費とした。

当局においても、Ｈ１３福地大保連絡水路工事の価格競争において、入札時ＶＥ方式を導入した。また、Ｈ１４大保脇ダム本体建設工事において、総合評価管理費を計上した総合評価の標準型が実施された。

一方、発注者においては評価値＝ＶＦＭとの意識が強く、落札結果における工事品質と価格のトレードオフの説明のため、総合評価管理費の算出や評価項目、配点等の設定において便益分析手法等を適用することにより工事品質向上分の貨幣換算を行っていた。この作業が困難かつ負担の大きいものであり、総合評価落札方式の適用は容易ではなかったと考えられる。

このような状況に対して、国土交通省においては公共工事の最良な調達を果たすためには、総合評価落札方式の拡大が重要であると考え、平成１４年６月には「工事に関する入札に係る総合評価落札方式の性能等の評価方法について」により、総合評価落札方式の適用を容易にするため、標準点を１００点、加算点を当面１０点とするとともに、予定価格を標準案の価格とする方式を提示した。これにより、評価値における標準点と加算点の比率や評価項目間の配点割合は落札者決定のための基準と解釈されるようになり、工事品質を貨幣換算する作業を省略することが可能となった。（ただし、最良の調達を目指す観点から、調達結果を収集、評価し、必要に応じて配点割合等を見直すことが義務づけられている。）これにより、総合評価落札方式に係る作業量が大幅に軽減され、国土交通省直轄工事における総合評価落札方式の適用割合が金額ベースで２割程度まで拡大されることとなった。

当局おいても、Ｈ１４大保本ダム本体建設工事を標準型で１件、Ｈ１５名護東道路１号トンネル工事を標準型で１件、Ｈ１６に標準型で４件実施した。

さらに、平成１７年４月に品確法が施行されることにより、公共工事の品質を確保するための調達の基本理念が総合評価落札方式であることが明示された。これにより、「技術的な工夫の余地が小さい工事」にも工事品質確保の観点から適用できる総合評価落札方式が求められ、発注者の作成した標準案の工事を確実に履行するための技術力と価格を総合的に評価する簡易型が新たに設けられるとともに、一方で、品確法により定められた「技術提案の改善」、「高度な技術等を含む技術提案を求めた場合の予定価格」の事項を運用することにより、工事目的物の改変をも対象とした高度な技術提案を求める高度技術提案型の概念が打ち出された（「公共工事における総合評価方式活用ガイドライン」（公共工事における総合評価方式活用検討委員会：平成１７年９月））。これにより、平成１４年６月の通達に基づく方式を標準型とし、これに簡易型、高度技術提案型が加わることにより総合評価落札方式の体系が整備され、公共工事においてはその工事特性（工事内容、規模、要求要件等）に応じていずれかの方式が適用可能となった。これにより平成１７年度においては、金額ベースで４割の直轄工事に総合評価落札方式が適用された。

当局においても、Ｈ１７．１０月以降に公告する２．５億円以上（本官）の工事は、全て総合評価方式（標準型又は簡易型）を適用し、２．５億円未満の工事においても適用してよいこととし拡大を図り、Ｈ１７は標準型で１２件、簡易型で１０件を実施し、平成１８年度以降はほぼ全ての工事において総合評価落札方式を実施している。

高度技術提案型の詳細な手続きについては、平成１８年４月に策定されており、技術提案及び見積に基づいて予定価格を作成することにより、予定価格の算定精度の向上と予定価格の上限拘束性（契約の相手方を予定価格の制限の範囲内で入札を行った者から選定することを規定した現行制度の特性をいう。）の緩和を図ることができるため、従前のような総合評価管理費の算定は不要となった。

当局においても、高度技術提案型（Ⅱ型）をＨ２０佐手橋架替工事、高度技術提案型（Ⅲ型）をＨ

２０億首ダム本体建設工事及び準じた方式として技術開発一体型としてＨ２１億首ダム底泥掘削工事において実施した。

簡易型のコンセプトは標準案の工事品質確保の確実性と価格を総合的に評価するものであり、技術提案による工事品質の向上と価格を総合的に評価する標準型のコンセプトとは大きく異なるものである。品確法に定められているとおり、契約時に品質の確認ができない建設工事は、そもそも価格だけによる落札者の決定が適切ではない性質のものであり、所要の工事品質を確保できる能力と価格とを総合的に判断して、国民にとって最も有利となる申し込みをした者を落札者とすべきであるとした。

また、総合評価落札方式による品質確保の重要性は、指名競争入札から一般競争入札に移行する工事が拡大したことによる不良不適格業者の参入や、著しい低価格入札問題における粗雑工事の増加等に対する懸念の増大といった社会的背景も相まってより明確なものとなり、総合評価落札方式の適用拡大の意義がより高まることとなった。

平成１７年度後半からは、著しい低価格入札による競争が一層激しくなるとともに、粗雑工事等による工事品質の低下の懸念が一層高まった。このような状況を受け、国土交通省では平成１８年４月に「いわゆるダンピング受注に係る公共工事の品質確保及び下請業者へのしわ寄せの排除等の対策について」を発表し、低価格落札案件に対する工事コスト調査の内訳の公表、下請業者への支払等の調査、工事監督・検査等の強化による公共工事の品質確保を図ったが、その後もダンピング入札の減少は見られなかった。

このため、平成１８年１２月には「緊急公共工事品質確保対策について」が発表され、その中心的な施策として、総合評価落札方式に新たに施工体制評価点が導入されるとともに、会計法における「履行がされないおそれがある」場合の条件を明確化し、この条件に該当する者については落札者としないこととした。

その後、総合評価落札方式の適用拡大が進み、平成１９年度時点においては契約件数ベースで９７％の適用率に達している。このような総合評価落札方式の急速な適用拡大に伴い、価格と品質が総合的に優れた者が選定された一方で、総合評価落札方式のタイプが工事規模（金額）等により機械的に選定されている、簡易型における施工計画の課題と標準型における技術提案の課題との境界が曖昧となっている等といった、入札・契約実務に係わる様々な問題が認識されることとなった。

これらの課題を受け、平成２０年度には、技術的難易度評価に基づくタイプ選定の考え方を示すとともに、標準型を適用する工事のうち、技術提案を求める項目数が少なく、かつその難易度が低い工事を「標準Ⅱ型」として手続期間の短縮を図るとともに、従来の標準型を「標準Ⅰ型」に位置付け、総合評価落札方式のタイプの再編を行った（「総合評価方式の改善に向けて～より適切な運用に向けた課題設定・評価の考え方～」（公共工事における総合評価方式活用検討委員会：平成２０年３月））。

また、平成２２年３月には、競争参加資格における施工実績に係る要件緩和の試行が通知されるとともに、平成２２年４月には、入札参加者に対して技術提案等の採否に関する詳細な通知を開始する等、競争性の確保や透明性の向上を目的とした運用の改善に取り組んでいる。

このように、総合評価落札方式はそれを含む公共調達制度と一体となって、建設業界やそれを取り巻く社会情勢の変化に応じて大きく変化してきているが、国民にとって最良な調達を目指す観点から、絶えずその調達結果等を監視・評価するとともに、これまでと同様に必要に応じて継続的な方式の見直しを図る必要がある。

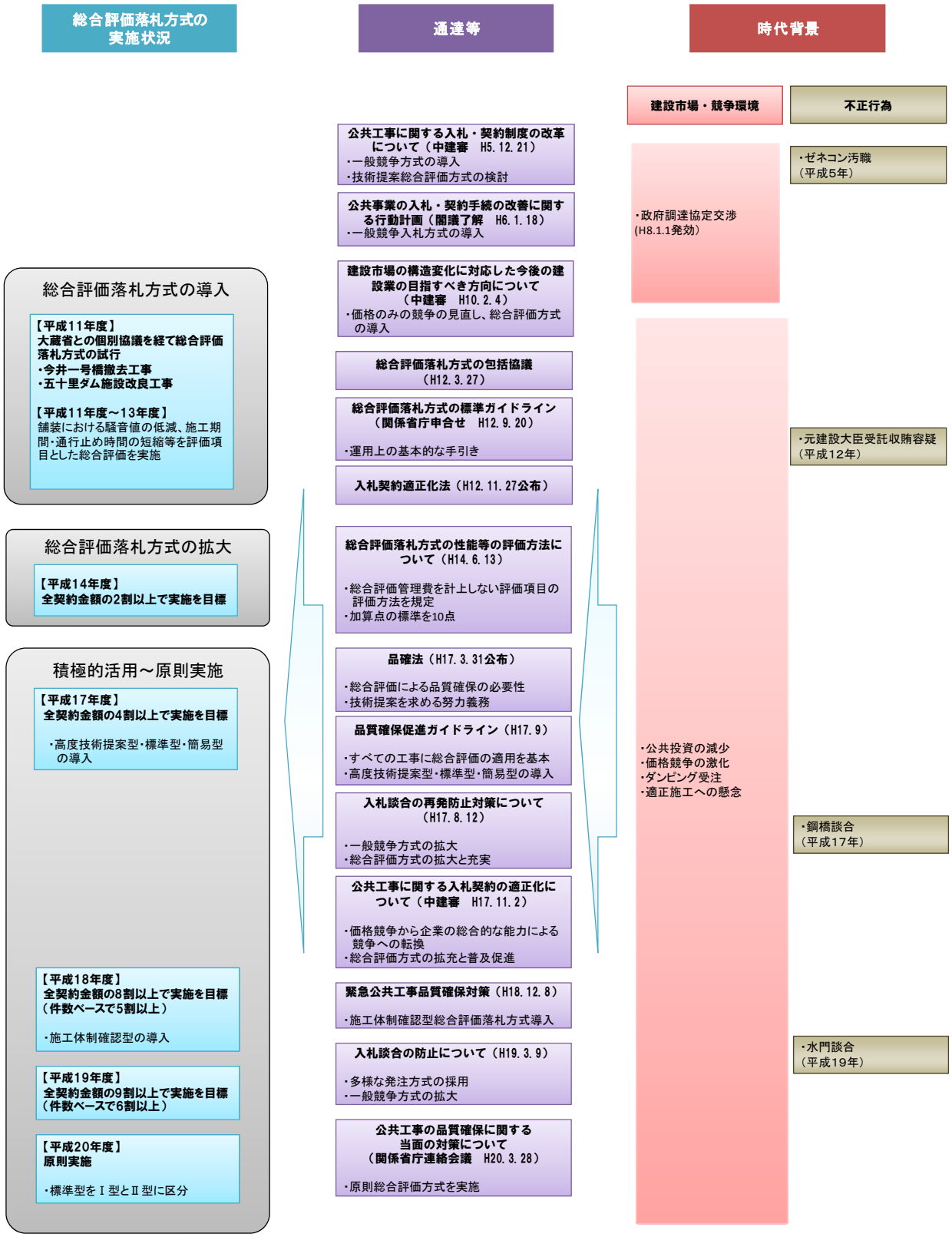

総合評価落札方式の変遷

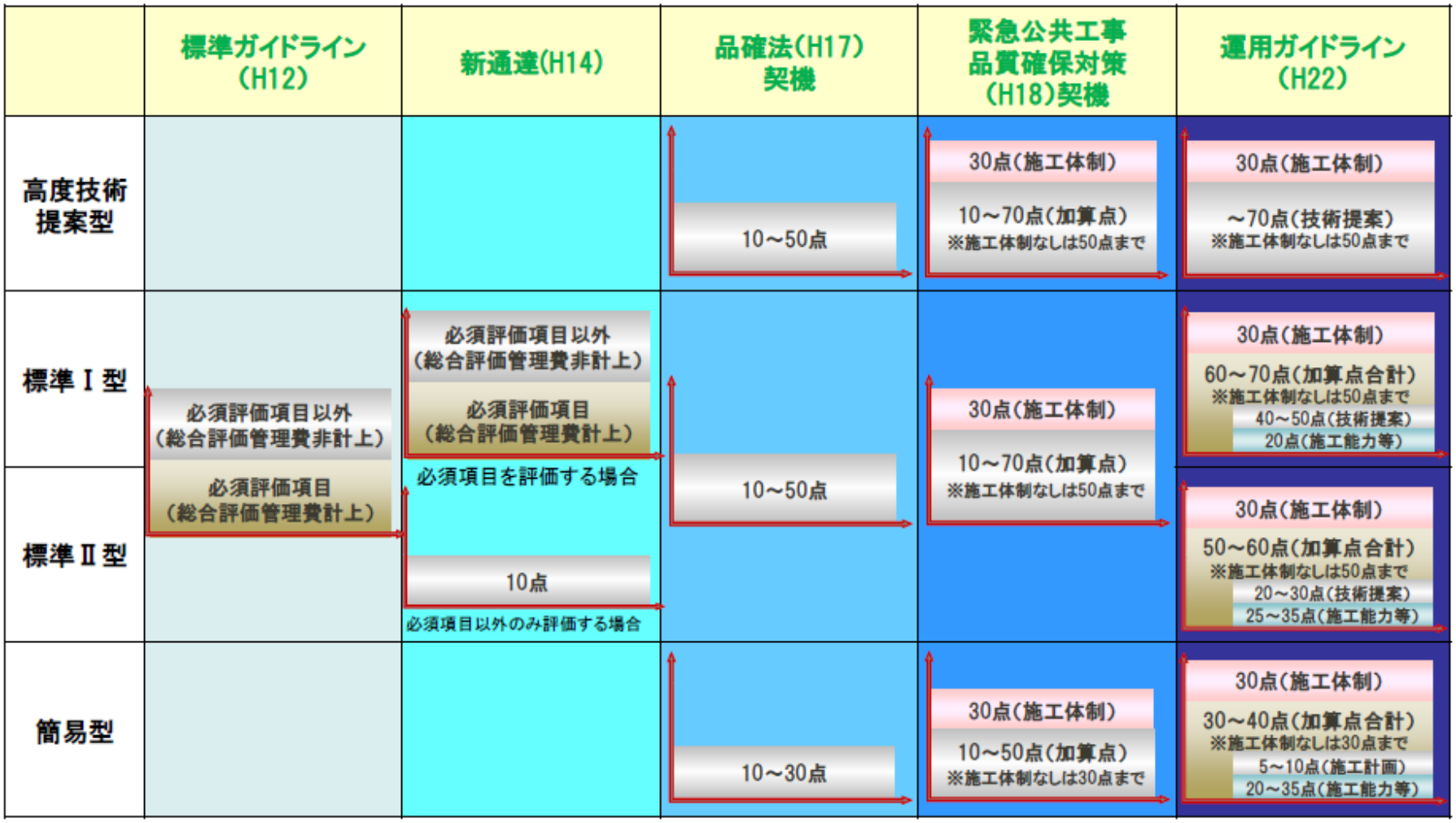

加算点の変遷

※　新通達:「工事に関する入札に係る総合評価落札方式の性能等の評価方法について」(平成 14 年 6 月 13 日付け　国地契第 12 号、国官技第 58 号、国営計第 33 号)
運用ガイドライン:「国土交通省直轄工事における総合評価落札方式の運用ガイドライン(案)」(総合評価方式の活用・改善等による品質確保に関する懇談会:平成 23 年 3 月)

総合評価落札方式関連通達等一覧

令和２年２月　現在

通達	①工事に関する入札に係る総合評価落札方式について （平成 12 年 3 月 27 日付け建設省会発第 172 号）
	②工事に関する入札に係る総合評価落札方式の標準ガイドライン（「総合評価落札方式の実施について」の別紙）（平成 12 年 9 月 20 日付け建設省厚契発第 30 号）
	③総合評価落札方式の実施に伴う手続について （平成 12 年 9 月 20 日付け建設省厚契発第 32 号、建設省技調発第 147 号、建設省営計発 132 号） （改正：平成 25 年 3 月 26 日付け国地契第 110 号、国官技第 297 号、国営計第 123 号）
	④工事に関する入札に係る総合評価落札方式の性能等の評価方法について （平成 14 年 6 月 13 日付け国地契第 12 号、国官技第 58 号、国営計第 33 号） （改正：平成 25 年 3 月 26 日付け国地契第 110 号、国官技第 297 号、国営計第 123 号）
	⑤国土交通省直轄工事における品質確保促進ガイドラインについて （平成 17 年 9 月 30 日付け国地契第 78 号、国官技第 129 号、国営計第 82 号）
	⑥総合評価方式及びプロポーザル方式における技術提案の審査に関する体制について （平成 18 年 7 月 11 日付け国官総第 263 号、国官会第 495 号、国地契第 38 号、国官技第 92 号、国営計第 54 号） （改正：平成 21 年 3 月 31 日付け国官総第 707 号、国官会第 2478 号、国地契第 61 号、国官技第 346 号、国営計第 111 号）
	⑦施工体制確認型総合評価落札方式の試行について （平成 18 年 12 月 8 日付け国地契第 72 号、国官技第 243 号、国営計第 117 号） （改正：平成 25 年 10 月 1 日付け国地契第 37 号、国官技第 143 号、国営計第 61 号）
	⑧総合評価落札方式における手続の簡素化について （平成 20 年 4 月 1 日付け国地契第 79 号、国官技第 338-3 号、国営計第 109-4 号） （改正：平成 25 年 3 月 26 日付け国地契第 110 号、国官技第 297 号、国営計第 123 号）
	⑨地元企業活用審査型総合評価落札方式の試行について （平成 21 年 8 月 3 日付け国地契第 13-2 号、国官技第 86-4 号、国営計第 45-2 号） （改正：平成 25 年 3 月 26 日付け国地契第 110 号、国官技第 297 号、国営計第 123 号）
	⑩一般競争入札等の競争参加資格における施工実績に係る要件を緩和する工事の試行について （平成 22 年 3 月 29 日付け国地契第 39 号、国官技第 371 号、国営計第 104 号）
	⑪総合評価落札方式における技術提案等の採否に関する詳細な通知の実施について （平成 22 年 4 月 9 日付け国地契第 2 号、国官技第 9 号、国営計第 5 号） （改正：平成 25 年 3 月 26 日付け国地契第 110 号、国官技第 297 号、国営計第 123 号）
	⑫落札者の提示した性能等に対する履行の確保に関する特記仕様書の記載例について （平成 22 年 9 月 8 日付け国官技第 182 号）
	⑬特定専門工事審査型総合評価落札方式の試行について （平成 24 年 6 月 11 日付け国地契第 12 号、国官技第 59 号、国営管第 110 号、国営計第 26 号、国港総第 268 号、国港技第 64 号、国北予第 12 号）
	⑭国土交通省直轄工事における総合評価落札方式の運用ガイドラインについて （平成 25 年 3 月 26 日付け国地契第 109 号、国官技第 296 号、国営計第 121 号、国北予第 53 号）
	⑮高知県内の入札談合事案を踏まえた入札契約手続きの見直しの実施について （平成 26 年 2 月 6 日付け国地契第 61 号、国官技第 256 号、国営計第 110 号、国北予第 39 号） （改正：平成 27 年 2 月 2 日付け国地契第 64 号、国官技第 244 号、国営計第 91 号、国北予第 31 号）
	⑯公共工事の入札契約方式の適用に関するガイドラインについて　（本編・事例編） （平成 27 年 5 月 15 日付け事務連絡　国土交通省大臣官房　地方課公共工事契約指導室課長補佐、技術調査課長補佐、官庁営繕部計画課長補佐）
	⑰国土交通省直轄工事における技術提案・交渉方式の運用について （平成 27 年 6 月 2 日付け国地契第 9 号、国官技第 64 号、国営計第 28 号） （改正：令和 2 年 1 月 15 日付け国地契第 30 号、国官技第 292 号、国営計第 88 号）
	⑱国土交通省直轄工事における総合評価落札方式の運用ガイドラインについて （平成 28 年 4 月 28 日付け国地契第 8 号、国技建調第 26 号、国営計第 16 号、国北予第 7 号）
	⑲国土交通省直轄の事業促進ＰＰＰに関するガイドライン （平成 31 年 3 月 25 日付け国地契第 60 号、国官技第 425 号、国営整第 203 号）
外部有識者委員会資料	1）公共工事における総合評価方式活用検討委員会報告～総合評価方式適用の考え方～ （第 11 回委員会・平成 19 年 3 月）
	2）総合評価方式の改善に向けて　～より適切な運用に向けた課題設定・評価の考え方～ （第 12 回委員会・平成 20 年 3 月）

※委員会：公共工事における総合評価方式活用検討委員会
　懇談会：総合評価方式の活用・改善等による品質確保に関する懇談会
※改正については、令和２年２月現在の最終改正日を記載

1-3　総合評価落札方式の課題と抜本的見直し

（1）現状と課題

平成 17 年度の品確法の施行を受け、国土交通省直轄工事においては総合評価落札方式の適用拡大を進めており、平成 19 年度以降はほぼ全ての工事で総合評価落札方式を適用している。

現在は、総合評価落札方式が直轄工事における標準的な落札者決定方式として定着した一方で、技術提案の審査・評価に要する競争参加者・発注者双方の負担の増加、総合評価落札方式の基本的な理念（品質確保、民間技術力活用）からの乖離等の諸課題が顕在化する状況となっている。

総合評価落札方式の現状と課題

現　　状	課　　題
競争参加者の増加	技術提案・審査に係る競争参加者・発注者の負担増
技術提案を求める工事の拡大	
透明性確保のための技術提案の採否の通知	
高度技術提案型の低い適用率	民間の技術力活用の理念からの乖離
手持ち工事量や地域貢献の評価要望による評価項目の複雑化	品質確保の理念からの乖離

（2）総合評価落札方式の抜本的見直し

総合評価落札方式の定着に伴い顕在化した課題に対し、建設業許可、定期の競争参加資格審査、工事ごとの競争参加資格要件設定との適切な役割分担のもと、以下の方針に則り総合評価落札方式の改善を図ることとした。

〔総合評価落札方式の改善の方針〕

① 施工能力の評価と技術提案の評価に二極化
② 施工能力の評価は大幅に簡素化
③ 技術提案の評価は品質の向上が図られることを重視
④ 評価項目は原則、品質確保・品質向上の観点に特化

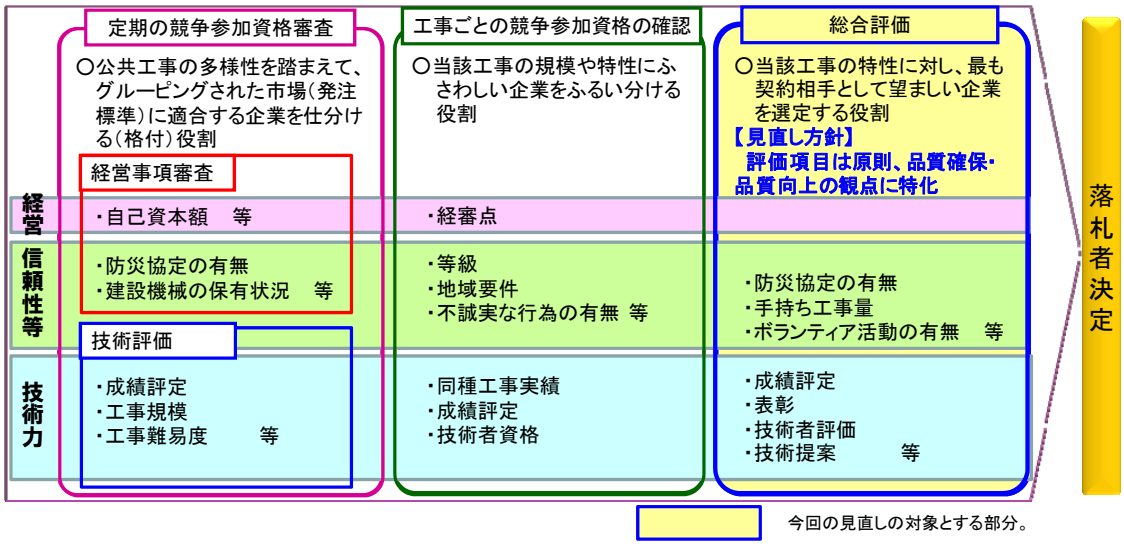

企業評価の体系

これらの改善方針を踏まえ、国土交通省直轄工事における総合評価落札方式のタイプ分類、技術力評価の考え方が見直されたことから、その内容を踏まえ沖縄総合事務局開発建設部（建設系）の変更点を本ガイドラインにとりまとめている（改善のポイントを総合評価落札方式の改善のポイントに掲載）

2. 総合評価落札方式適用の見直し（二極化）（案）

内閣府
沖縄総合事務局

現状

	簡易型	標準型	高度技術提案型
提案内容	企業が発注者の示す仕様に基づき、適切で確実な施工を行う能力を有しているかを確認する場合	発注者が示す標準的な仕様（標準案）に対し社会的要請の高い特定の課題について施工上の工夫等の技術提案を求める場合	高度な施工技術等により社会的便益の相当程度の向上を期待する場合 / 有力な構造・工法が複数あり、技術提案で最適案を選定する場合 / 通常の構造・工法では制約条件を満足できない場合
提案内容	確実な施工に資する簡易な施工計画	社会的要請の高い特定の技術的課題に関する施工上の工夫等に係る提案	高度な施工技術等に係る提案 / 施工方法に加え、工事目的物そのものに係る提案
評価方法	点数化して評価		
ヒアリング	必要に応じ実施		
予定価格	設計図書に定める標準案に基づき予定価格を作成		技術提案に基づき予定価格を作成
		Ⅱ型 / Ⅰ型	Ⅲ型 / Ⅱ型 / Ⅰ型

高度技術提案型適用対象工事であるが、標準型を適用している工事

施工能力を評価する ← → 施工能力に加え、技術提案を求めて評価する

見直し案

施工能力評価型

提案内容	企業が、発注者の示す仕様に基づき、適切で確実な施工を行う能力を有しているかを、企業・技術者の能力等で確認する工事	企業が、発注者の示す仕様に基づき、適切で確実な施工を行う能力を有しているかを、施工計画を求めて確認する工事
提案内容		施工計画
評価方法	実績で評価	可・不可の二段階で評価
ヒアリング	実施しない	原則実施しない
段階選抜	実施しない	実施しない
予定価格	標準案に基づき作成	
	Ⅱ型	Ⅰ型

技術提案評価型

提案内容	施工上の特定の課題等に関して、施工上の工夫等に係る提案を求めて総合的なコストの縮減や品質の向上等を図る場合	部分的な設計変更を含む工事目的物に対する提案、高度な施工技術等により社会的便益の相当程度の向上を期待する場合	有力な構造・工法が複数あり、技術提案で最適案を選定する場合	通常の構造・工法では制約条件を満足できない場合
提案内容	施工上の工夫等に係る提案	部分的な設計変更や高度な施工技術等に係る提案	施工方法に加え、工事目的物そのものに係る提案	
評価方法	点数化			
ヒアリング	WTO対象工事は必須 それ以外は原則実施	必須		
段階選抜	原則実施しない※	原則実施しない※		
予定価格	標準案に基づき作成	技術提案に基づき作成		
	S型	AⅢ型	AⅡ型	AⅠ型

※20者以上の競争参加者が見込まれる場合に実施

3

沖縄総合事務局開発建設部（建設系）総合評価落札方式の改善のポイント

1-4　不正が発生しにくい制度への見直し

平成 24 年 10 月、公正取引委員会は、高知県内の入札談合事案に関して事業者に対し、排除措置命令及び課徴金納付命令を行うとともに、国土交通省に対し、入札談合関与行為等防止法に基づく改善措置要求を行った。

このため、国土交通省では、当面の再発防止対策をとりまとめ、入札契約手続きに関しては、(1) 技術提案書における業者名のマスキングの徹底、(2) 予定価格作成時期の後倒し、入札書と技術提案書の同時提出、総合評価落札方式における積算業務と技術審査・評価業務の分離体制の確保など、不正が発生しにくい制度への見直しの検討を行うこととした。

２．総合評価落札方式の実施手順

2-1　総合評価落札方式のタイプ選定

2-1-1　総合評価落札方式のタイプの概要及び適用の意義

（１）　施工能力評価型

【概要】

施工能力評価型は、技術的工夫の余地が小さい工事を対象に、発注者が示す仕様に基づき、適切で確実な施工を行う能力を確認する場合に適用するものである。

施工能力評価型は、施工計画を審査するとともに、企業の能力等（当該企業の施工実績、工事成績、表彰等）、技術者の能力等（当該技術者の施工経験、工事成績、表彰等）に基づいて評価される技術力と価格との総合評価を行うⅠ型と、企業の能力等、技術者の能力等に基づいて評価される技術力と価格との総合評価を行うⅡ型に分類される。

【適用の意義】

施工能力評価型は、技術的工夫の余地が小さく技術提案を求めて評価する必要がない工事において、企業の能力等（当該企業の施工実績、工事成績、表彰等）、技術者の能力等（当該技術者の施工実績、工事成績、表彰等）及び施工計画を審査・評価することにより、企業が発注者の示す仕様に基づき、適切で確実な施工を行う能力を有しているかを確認するとともに、必要に応じて、地域精通度や地域貢献度等を評価し、その地域で工事を円滑に実施する能力を有しているかを評価することにより、当該工事を確実に施工できる企業を選定することを目的とするものである。

規模の小さい工事や施工上の技術的課題が少ない工事においては、技術提案の範囲や効果が限定されるため、工事品質の向上を図るよりもむしろ粗雑工事等の発生リスクを回避するために、発注者が示す仕様に基づく適切かつ確実な施工がより重要となる。長期的に見れば、適切かつ確実な施工を行うことは、構造物の長寿命化や、長い供用期間にわたる維持管理費の軽減にもつながるものであり、国民にとっては、供用性・安全性の高い社会資本が確保され、将来の維持管理費を含めた総合的なコスト縮減等の利益を享受することができる。

（２）技術提案評価型

【概要】

技術提案評価型は、技術的工夫の余地が大きい工事を対象に、構造上の工夫や特殊な施工方法等を含む高度な技術提案を求めること、又は発注者が示す標準的な仕様（標準案）に対し施工上の特定の課題等に関して施工上の工夫等の技術提案を求めることにより、民間企業の優れた技術力を活用し、公共工事の品質をより高めることを期待する場合に適用するものである。

また、技術提案評価型は、A 型と S 型に大別される。A 型は、より優れた技術提案とするために、発注者と競争参加者の技術対話を通じて技術提案の改善を行うとともに、技術提案に基づき予定価格を作成した上で、技術提案と価格との総合評価を行う。S 型は、発注者が標準案に基づき算定した工事価格を予定価格とし、その範囲内で提案される施工上の工夫等の技術提案と価格との総合評価を行う。

更に、Ａ型はＡⅠ型、ＡⅡ型及びＡⅢ型に大別される。ＡⅠ型は、通常の構造・工法では制約条件を満足できない場合に適用し、ＡⅡ型は、有力な構造・工法が複数あり技術提案で最適案を選定する必要がある場合に適用する。また ＡⅢ型は、発注者の示す標準案に対して高度な施工技術等により社会的便益の相当程度の向上を期待する場合や部分的な設計変更を含む工事目的物に対する提案を求める場合に適用することとする。

【適用の意義】

技術提案評価型は、企業から提案される構造上の工夫、高度な施工技術や施工上の工夫等を

評価することにより、工事の品質向上を期待するものである。

公共工事の品質に関しては受注者の技術的能力に依存するところが大きいが、我が国の建設業界の技術力は高い水準にあるため、技術提案評価型Ａ型によりその高い技術力を有効に活用することで、コストの縮減や工事目的物の性能・機能の向上、工期短縮等の施工の効率化等、一定のコストに対して得られる品質が向上し、公共事業の効率的な執行につながるものと期待できる。

また、技術提案評価型Ｓ型では発注者が示す標準的な仕様（標準案）に対して施工上の特定の技術的課題等に関する施工上の工夫等の技術提案を求めることにより、企業の優れた技術力を活用し、公共工事の品質をより高めることが期待できる。その結果、国民にとっては、将来の維持管理費を含めた総合的なコストの縮減、工事目的物の性能・機能の向上、環境の維持や交通の確保といった利益を享受することができる。

また、積極的に技術提案評価型を活用することにより民間企業の技術開発・技術者育成の促進にもつながるものと期待される。

2-1-2　総合評価落札方式適用の概要

国土交通省直轄工事では、災害復旧工事等で、緊急的に発注しなければならない工事や特に小規模な工事を除き、原則すべての工事において総合評価落札方式を適用することとし、公共工事の特性（工事内容、規模、要求要件等）に応じて、施工能力評価型、技術提案評価型のいずれかの総合評価落札方式を選択する。

工事における技術的能力・技術提案の評価・活用の流れに示す。

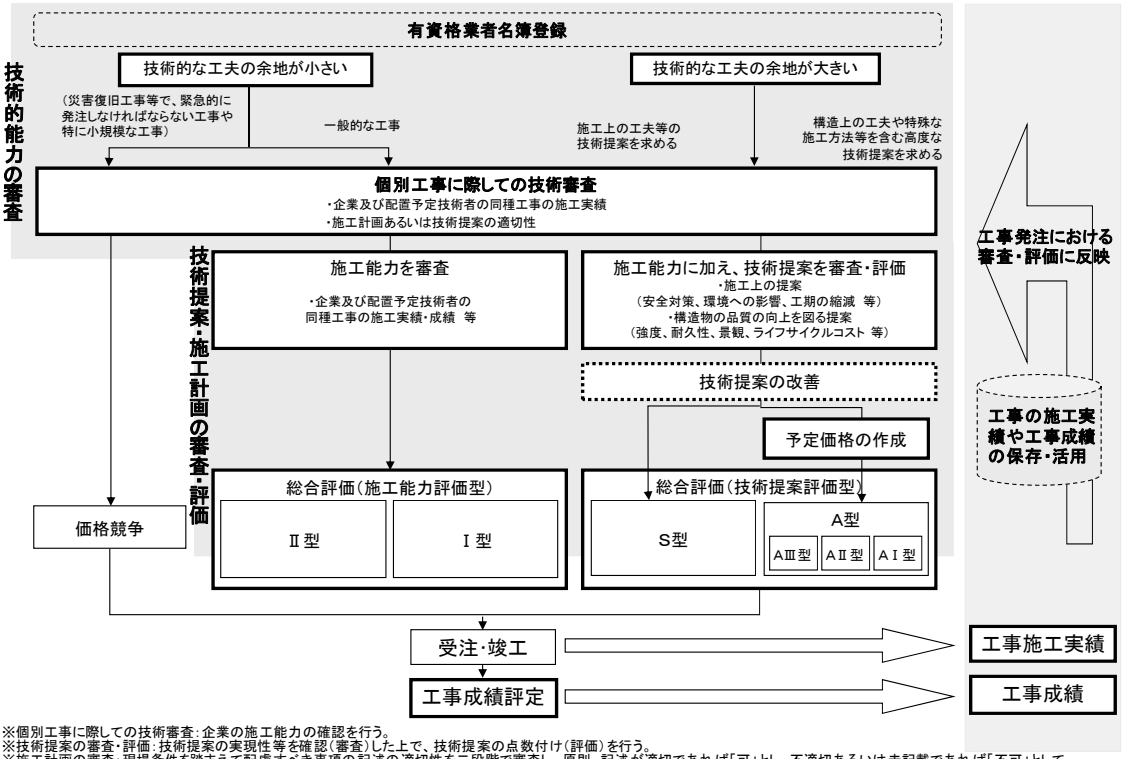

※個別工事に際しての技術審査：企業の施工能力の確認を行う。
※技術提案の審査・評価：技術提案の実現性等を確認（審査）した上で、技術提案の点数付け（評価）を行う。
※施工計画の審査：現場条件を踏まえて配慮すべき事項の記述の適切性を二段階で審査し、原則、記述が適切であれば「可」とし、不適切あるいは未記載であれば「不可」として工事の確実な施工に資するか否かを審査する。
※総合評価：企業・技術者の能力等及び技術提案の評価結果に基づき、価格と総合的に評価を行う。

工事における技術的能力・技術提案の評価・活用の流れ

2-1-3　技術提案評価型の分類

技術提案評価型を適用する工事は大きくＡ型とＳ型の２つに分類でき、Ａ型はさらにＡＩ型、ＡⅡ型及びＡⅢ型の３つに分類できる。技術提案評価型の分類に技術提案評価型の分類を示す。

ＡＩ型及びＡⅡ型は、発注者が標準案を作成することができない場合や、複数の候補があり標準案を作成せずに幅広く提案を求め、最適案を選定する必要がある場合に適用するものであり、いずれも標準案を作成しない。したがって、設計・施工一括発注方式を適用し、施工方法に加えて工事目的物そのものに係る提案を求めることにより、工事目的物の品質や社会的便益が向上することを期待するものである。このため、技術提案をもとに予定価格を作成することが基本となる。

一方、発注者が詳細（実施）設計を実施し、標準技術による標準案を作成する場合には、工事目的物自体についての提案は求めずに施工方法に対する提案を求めることが基本となる。この場合、発注者が標準案に基づき工事価格を算定することができるため、標準案の工事価格を予定価格とし、施工上の工夫等の技術提案に限定した提案を求めることも可能である。その場合にはＡ型ではなくＳ型を適用することが基本となる。ＡⅢ型は、標準技術による標準案に対し、部分的に設計の変更を含む工事目的物に対する提案を求める、あるいは高度な施工技術や特殊な施工方法等の技術提案を求めることにより、工事価格の差異に比して社会的便益が相当程度向上することを期待する場合に適用するものであり、その場合には技術提案をもとに予定価格を作成することが基本となる。

なお、工事規模の大小により技術提案評価型の適用や類型を判断することのないよう留意する。

技術提案評価型の分類

	技術提案評価型			
	ＡＩ型	ＡⅡ型	ＡⅢ型	Ｓ型
分　類	通常の構造･工法では工期等の制約条件を満足した工事が実施できない場合	想定される有力な構造形式や工法が複数存在するため、発注者としてあらかじめ一つの構造･工法に絞り込まず、幅広く技術提案を求め、最適案を選定することが適切な場合	標準技術による標準案に対し、部分的な設計変更を含む工事目的物に対する提案を求める、あるいは高度な施工技術や特殊な施工方法の活用により、社会的便益が相当程度向上することを期待する場合	工事目的物自体についての提案は求めずに、施工上の特定の課題等に関して、施工上の工夫等に係る提案を求めて総合的なコストの縮減や品質の向上を図る場合
標準案の有無	無	無 (複数の候補有)	有	有
求める技術提案の範囲 （発注形態の目安）	・工事目的物 ・施工方法 （設計・施工一括）	・工事目的物 ・施工方法 （設計・施工一括）	・部分的な設計変更や、高度な施工技術等にかかる提案 （詳細設計付または設計・施工分離）	・施工上の工夫に係る提案 （設計・施工分離）
ヒアリング	必須 ただし、技術提案評価型Ａ型におけるヒアリングは、技術提案に対する発注者の理解度向上を目的とするものであり、ヒアリング自体の審査・評価は行わない。（技術対話）			WTO は必須とし、WTO 以外は、配置予定技術者の監理能力又は技術提案に対する理解度を確認する必要がある場合に実施
段階選抜	２０者以上の競争参加者が見込まれる場合に実施			
予定価格	技術提案に基づき予定価格を作成			標準案に基づき予定価格を作成

2-1-4　総合評価落札方式のタイプ選定の詳細

（１）技術提案評価型Ａ型の適用検討

民間の高度な技術力を活用する観点から、技術提案評価型Ａ型の適用可否を検討する工事の具体例に示す工事については、適切な時期に必ず、技術提案評価型Ａ型の適用を検討すること。

技術提案評価型Ａ型の適用可否を検討する工事の具体例

工種		工事条件
1	低土被り道路・共同溝トンネル	近年低土被り掘進で技術進歩が著しく周辺環境負荷の低減可能なシールド工法と、仮設で工夫の余地が高い開削トンネルで効果が期待できる。
2	シールド工事	施工者独自のセグメント継手を採用し、耐震性・耐久性の向上や、セグメントを肉薄化し、排出土量の削減、周辺環境への負荷低減が期待できる。
3	山岳トンネル（都市ＮＡＴＭ）	坑口部構造、補助工法、近隣住民に対する配慮、近接既設構造物に対する対策で工夫の余地がある。
4	都市部道路立体交差化工事	工期短縮による利用者便益の早期発現、ならびに社会的損失費用の低減効果が期待できる。
5	橋梁	橋梁形式の選定により、ライフサイクルコストの縮減が期待できる。特殊な架設工法や桁端部の防水性を必要とする鋼橋上部工事で企業の技術力活用の余地が高い。
6	ダム工事	発注規模が大きく、施工者のマネジメント能力、仮設物の工夫により、工期短縮ならびに工事費削減効果が期待できる。
7	離岸堤	性能規定型の発注により効果が期待できる。
8	ダム放流管増設工事	仮締切工で企業の技術力を発揮できる余地が高い。

（２）総合評価落札方式のタイプ選定手順

総合評価落札方式のタイプ選定は、総合評価落札方式の選定フローに従って行うこと。また、各タイプを適用する工事の例をＰ２－６に示す。

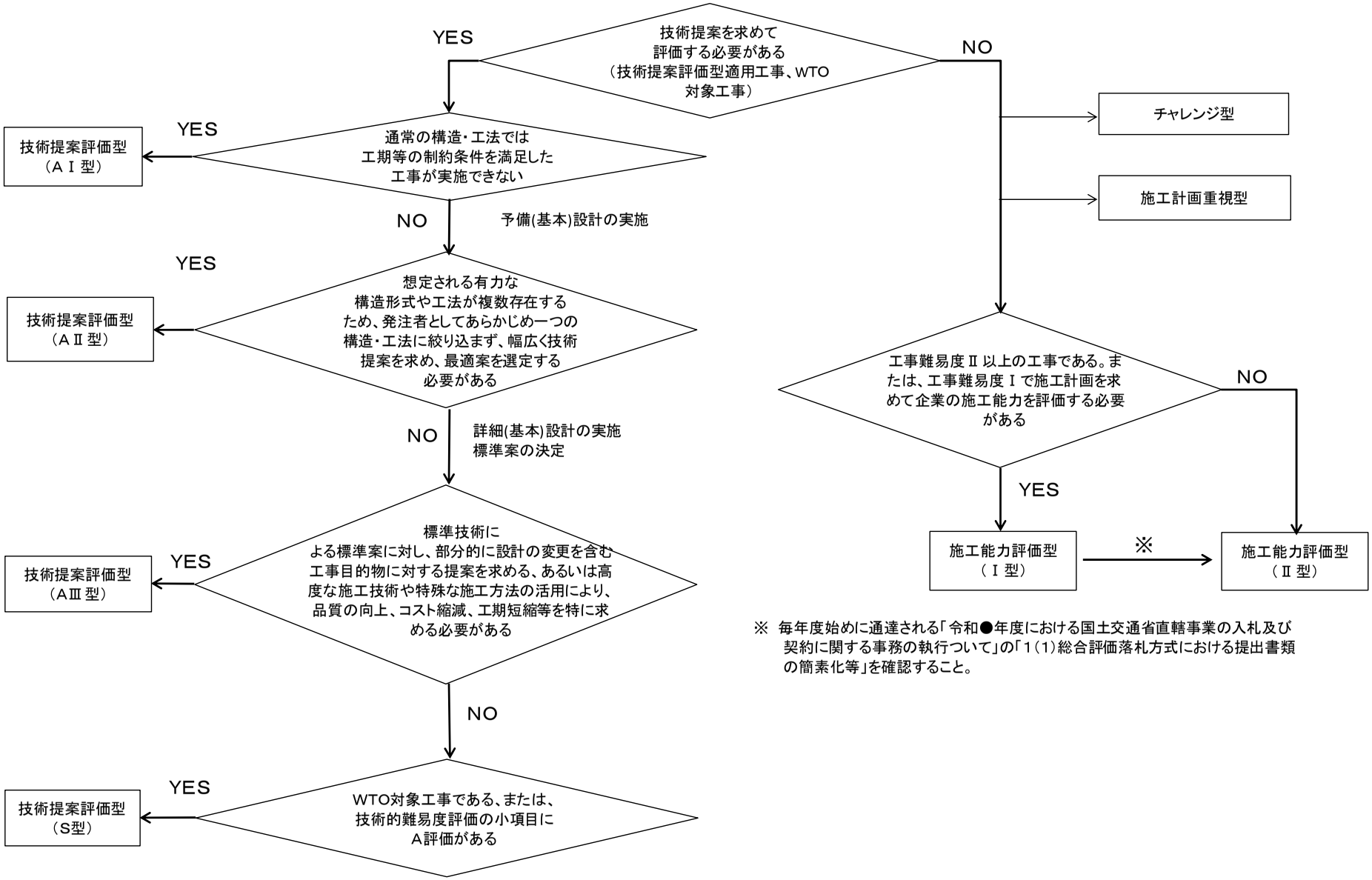

※ 毎年度始めに通達される「令和●年度における国土交通省直轄事業の入札及び契約に関する事務の執行ついて」の「1（1）総合評価落札方式における提出書類の簡素化等」を確認すること。

総合評価落札方式の選択フロー

各タイプを適用する工事内容の例

			施工能力評価型		技術提案評価型		
			Ⅱ型	Ⅰ型	S 型	AⅢ型	AⅠ型、AⅡ型※
具体例	築堤工		・築堤工事のうち土量 10,000m3 未満で特に困難な条件がない工事	・築堤工事のうち堤防高さ 5m 以上で土量 10,000m3 以上の工事 ・Ⅱ型の工事のうち延長が 200m 以上の工事	・築堤工事のうち土量 30,000m3 以上の工事	・築堤と樋門、樋管を一体的に施工する場合	・大規模水害対策等で関係機関等と一体的に整備する必要のある場合
	道路土工		・道路土工のうち盛土高 10m 未満で土量 50,000m3 未満の工事	・道路土工のうち盛土高 10m 以上で土量 50,000m3 以上の工事	・道路土工のうち土量 150,000m3 以上の工事	・道路土工と橋梁等の構造物を一体的に施工する場合	・地域整備計画と一体的に整備する必要のある場合
	橋　梁		ー	・鋼橋上部のうち、構造形式として、単純鈑桁橋で最大支間長が 25m未満の製作・架設工事 ・PC工事のうち構造形式が、単純桁の床版橋の架設工事 ・PC工事のうち、プレテンションの購入桁の架設工事	・鋼橋上部のうち、構造形式が単純鈑桁橋以外の製作・架設工事 ・PC工事のうち、構造形式が連結桁、かつ床版橋以外の架設工事	・構造形式として新形式、複合構造、斜張橋、吊橋、トラス橋、アーチ橋等の特殊構造が想定される場合 ・架設工法としてトラッククレーンベント工法以外の工法（例えば、送出し工法、横取り工法、ケーブルエレクション等）が想定される場合 ・保全工事のうち難易度の高いもの（大規模な桁本体の補強・取替、特殊構造物の補強等） 詳細設計付きで発注	・交通量の多い高架橋等で施工期間等の制約が非常に大きく、特殊な施工方法と当該施工方法に合致した目的物が必要な場合 ・PC、メタルの両形式を容認する規模の橋梁等
	トンネル	山岳	ー	・NATM工法で掘削区分がA～C、内空断面積が 45m2 未満かつトンネル延長が、300m未満の工事	・NATM工法で内空断面積が 45m2 以上かつトンネル延長が、300m以上の工事	・特殊な地山条件（膨張性、未固結、大量湧水、有毒ガス、高地熱等）や施工条件（低・大土被、偏圧、近接施工）の工事	・既設トンネルの拡幅、扁平・大断面工事
		シールド等	ー	・施工条件が特殊でなく小口径の工事	・施工条件が特殊でなく大中口径の工事	・長距離、超大断面、大深度、急速施工を要する工事	・非開削での切開きや分岐が必要な工事

AⅠ：通常の構造・工法では制約条件を満足できない場合
AⅡ：有力な構造・工法が複数あり、技術提案で最適案を選定する場合

2-2　手続きフロー

施工能力評価型を適用する工事の標準的な手続きフローは 2-2-1 に示すとおりとし、これに沿って手続きを行うものとする。なお、「1-4 不正が発生しにくい制度への見直し」に記載したとおり、高知県内の入札談合事案を受け、予定価格が 6 千万円以上 3 億円未満で施工能力評価型を適用する一般土木工事において、再発防止対策を踏まえた手続きフローにより実施する。再発防止対策の対象工事については、標準的な手続きフローを 2-2-2 のとおり示すので、これに沿って手続きを行うものとする。

また、技術提案評価型の標準的な手続きフローは 2-2-3、2-2-4 に示すとおりとし、これに沿って手続きを行うものとする。

2-2-1 施工能力評価型の手続きフロー

（1）施工能力評価型、チャレンジ型、施工計画重視型

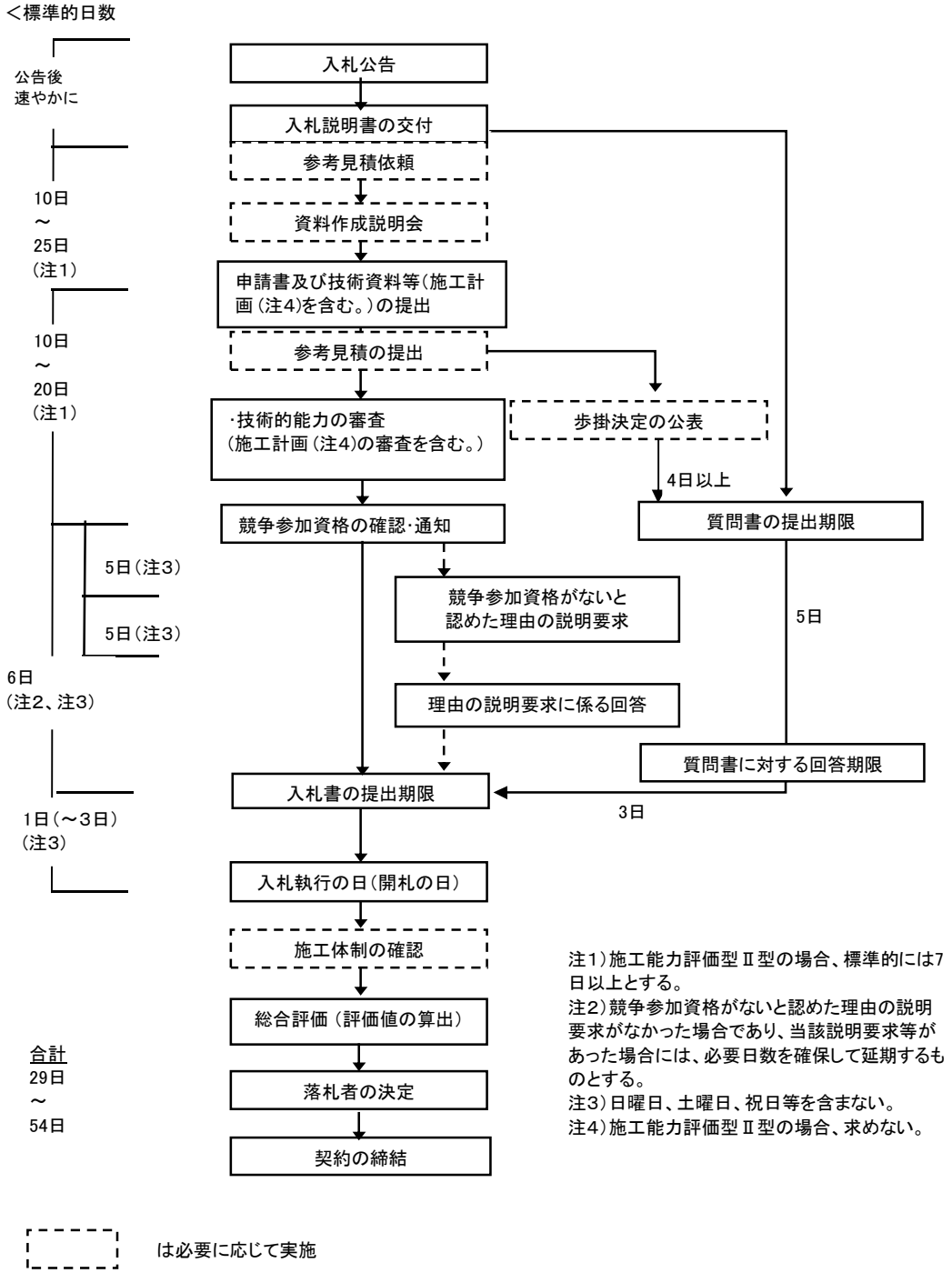

施工能力評価型、チャレンジ型、施工計画重視型の入札・契約手続フロー

2-2-2 施工能力評価型の手続きフロー（二封筒型）

（1）施工能力評価型（参考見積有り）

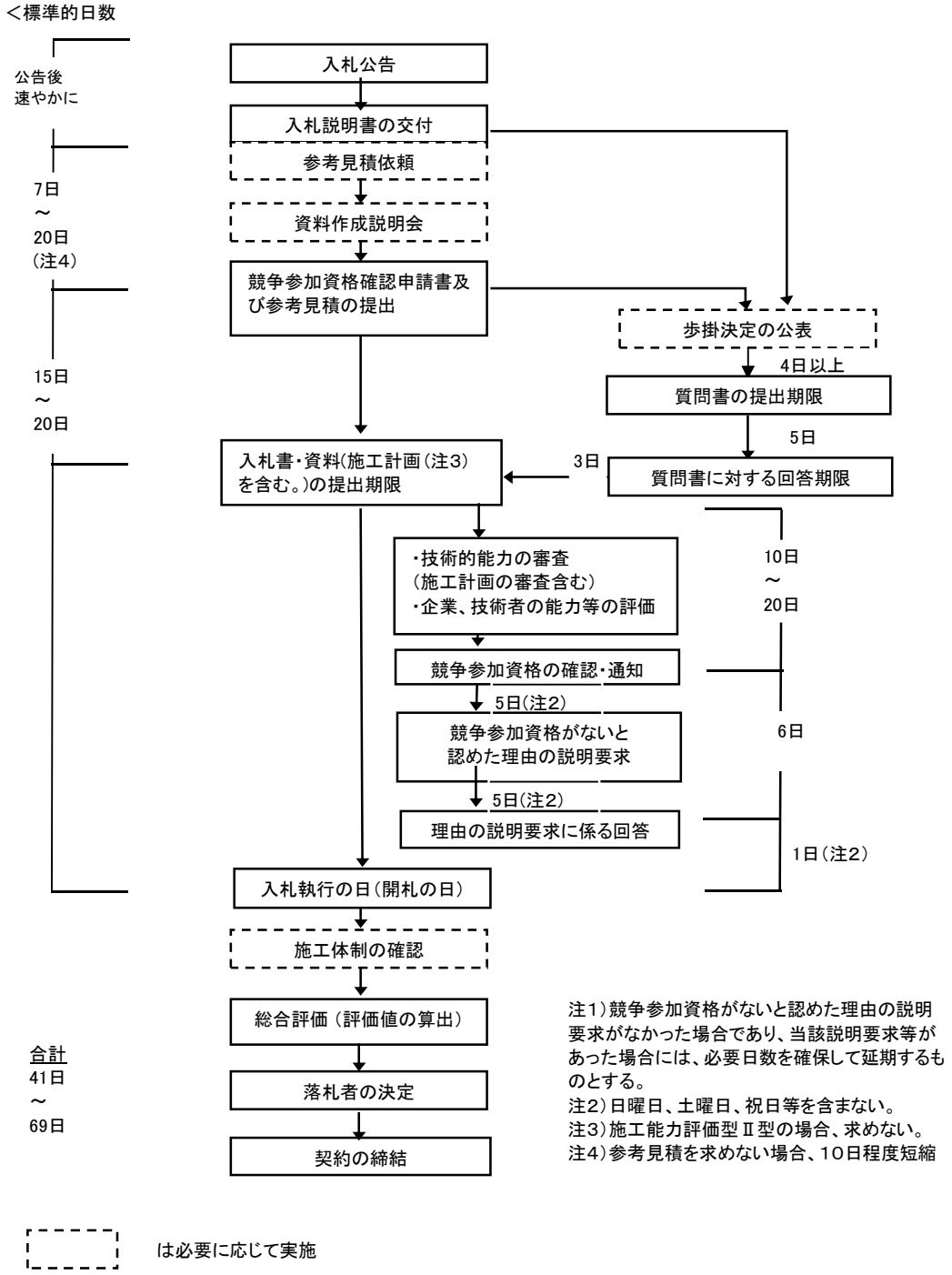

施工能力評価型、二封筒型（参考見積有り）の入札・契約手続フロー

2-2-3 技術提案評価型S型の手続きフロー

(1)技術提案評価型S型

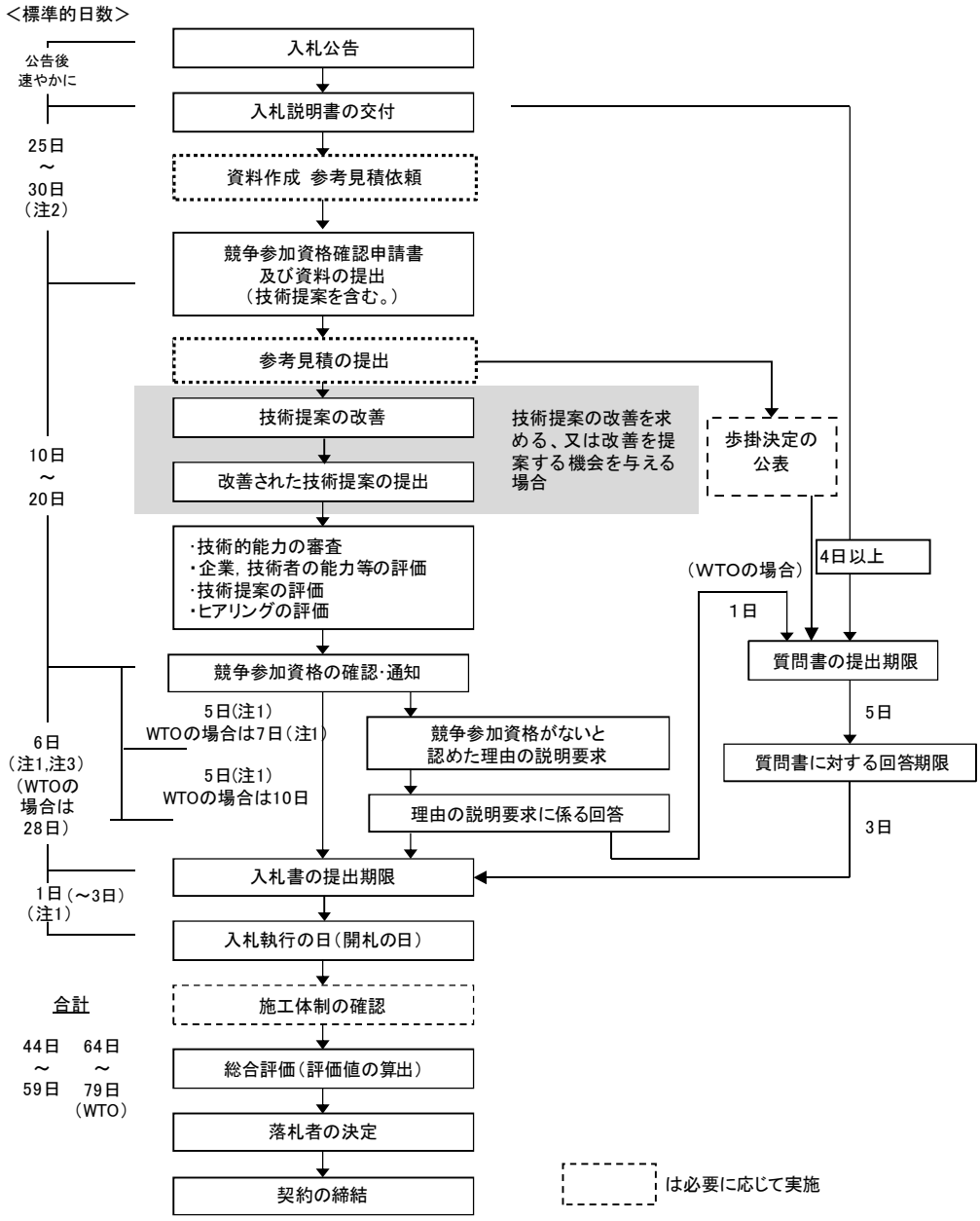

注1 日曜日、土曜日、祝日等を含まない

注2 技術提案を求める項目が少なく、かつ、その難易度が低いものについては、当該標準的日数を10日以上として差し支えないものとする。なお、政府調達に関する協定に基づく調達において当該措置を行おうとする場合は、事前に本省担当課と協議されたい。（「総合評価落札方式における手続の簡素化について」（平成20年４月１日付け国地契第79号、国官技第338-3号、国営計第109-4号））

注3 競争参加資格がないと認めた理由の説明要求がなかった場合であり、当該説明要求等があった場合には、必要日数を確保して延期するものとする。

技術提案評価型S型の入札・契約手続フロー

2-2-4 技術提案評価型A型の手続きフロー

(1)技術提案評価型A型

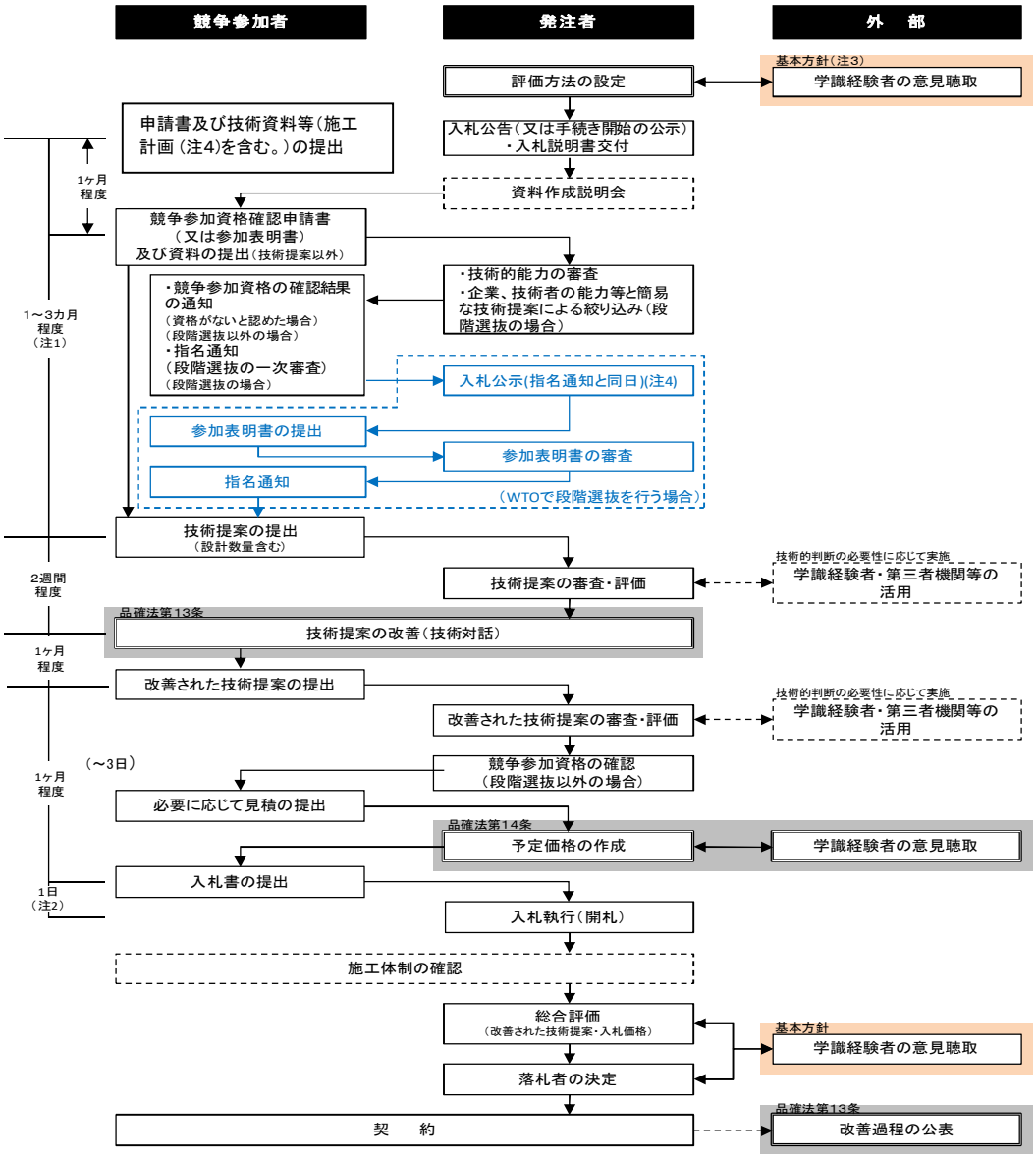

注1ＡⅠ型及びＡⅡ型の場合は2～3ヶ月程度、ＡⅢ型の場合は1～2ヶ月程度を基本とする。なお、ＡⅢ型において技術提案の提出までの期間を1ヶ月程度とする場合には、申請書及び資料と同時に技術提案の提出を求めてもよい。
注2日曜日、土曜日、祝日等を含まない。
注3　基本方針:公共工事の品質確保の促進に関する施策を総合的に推進するための基本的な方針(平成17年8月26日閣議決定)
注4　WTOで段階選抜を行う場合においては、「国の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令」(昭和55年政令第300号)第7条第1項の規定により、入札期日の前日から起算して少なくとも40日前に公示をしなければならないことに留意すること。

技術提案評価型A型の入札・契約手続フロー

2-3　競争参加資格要件と総合評価項目

2-3-1　競争参加資格要件及び総合評価項目

参加申込みにあたっては、下表の資格要件等を付すとともに指定の資料の提出を義務付ける。

	参加資格要件	要件の適用（一般競争入札）		
		技術提案評価型（Ｓ型）［ＷＴＯ］ 技術提案評価型（Ａ型）	技術提案評価型（Ｓ型）［ＷＴＯ以外］	施工能力評価型（Ⅰ型） 施工能力評価型（Ⅱ型） 施工計画重視型 チャレンジ型
【必須項目】				
1	予決令第７０及び７１条に該当しないこと	◎	◎	◎
2	当局の有資格者であること	◎	◎	◎
3	会社更生法に基づいた更生手続き開始又は民事再生法に基づき再生手続開始の申し立てを行っていない者であること	◎	◎	◎
4	指名停止を受けている期間中でないこと	◎	◎	◎
5	設計業務等の受託者との関連がないこと	◎	◎	◎
6	入札参加者との資本関係又は人的関係がないこと	◎	◎	◎
7	発注工事と同種の施工実績があること	◎	◎	◎
8	配置予定技術者の同種工事の経験・資格	◎	◎	◎
9	過去２年度の同一工種の工事成績評定点の平均点が２年連続で６０点未満でないこと。	○	◎	◎
10	施工計画又は技術提案が適正であること	◎	◎	◎
11	暴力団関係の排除	◎	◎	◎
【選択項目】				
1	沖縄県内に本店・支店等が所在すること	―	○	○
2	当局の有資格者で○等級であること	―	○	○
3	沖縄県赤土等流出防止条例に基づく赤土等流出防止対策もしくは同等以上の水質汚濁防止対策施工実績があること	○	○	○
4	経営事項評価点数が一定の点数以上	○	○	○

	総合評価項目	要件の適用（一般競争入札）		
		技術提案評価型（Ｓ型）［ＷＴＯ］ 技術提案評価型（Ａ型）	技術提案評価型（Ｓ型）［ＷＴＯ以外］	施工能力評価型（Ⅰ・Ⅱ型）型） 施工計画重視型 チャレンジ型
1	発注工事と同種の施工実績があること	―	◎	◎
2	配置予定技術者の同種工事の経験・資格	―	◎	◎
3	施工計画	―	―	◎　※
4	技術提案	◎	◎	―
5	近隣地域での施工実績	―	◎	◎
6	安全管理等の状況（工事事故等）	―	◎	◎
7	同一工種における過去の工事成績	―	◎	◎　※
8	配置予定技術者の同一工種における過去の工事成績	―	◎	◎　※
9	同一工種における優良工事表彰	―	◎	◎　※
10	低入札工事の工事成績等	―	◎	◎
11	同一工種における優秀技術者表彰	―	◎	◎　※
12	不発弾処理対策の実績	―	○	○
13	配置予定技術者ヒアリング	◎	◎	―
14	継続教育（ＣＰＤ）の状況	―	◎	◎
15	地元資材の活用率	―	○	○
16	地元企業下請活用比率	―	○	○
17	災害協定締結の有無	―	○	○
18	登録基幹技術者の活用	―	◎	◎
19	難工事施工実績の有無	―	◎	◎ ※
20	週休２日工事実績の有無	―	◎	◎ ※
21	ＩＣＴ活用工事実績の有無	―	○	○
22	沖縄県内に本店・支店等が所在すること	―	○	○

注：　◎：原則として設定する。　　○：案件毎に設定する。　　―：原則として設定しない。
※タイプにより変更あり。

2-3-2　入札方式の適用区分

沖縄総合事務局開発建設部（建設系）

本官・分任官	入札方式	工事種別：一般土木 建築		Ａｓ舗装		造園		電気設備 暖冷房衛生		ランクのないもの（鋼橋上部、ＰＣ、塗装、維持修繕、機械設備、通信設備、受変電等）	
本官契約	一般競争入札（政府調達）	予定価格（億円） 7.2 6.9	※経営事項評価点数 1200 ※１ ↓ 入契で決定 1000 ※２ （ランクなし）	予定価格（億円） 6.9		予定価格（億円） 6.9		予定価格（億円） 6.9	※経営事項評価点数 1100 ※１ ↓ 入契で決定 （ランクなし）	予定価格（億円） 6.9	
本官契約 ３億円	一般競争入札	3.0	Bランク		Aランク		Aランク		Aランク		ランクなし
分任官契約		0.6	Cランク	0.5		0.25		2.0 0.5	Bランク		
			Dランク		Bランク		Bランク		Cランク		

※１：平成１３年１０月２４日付け、府開管理第８０２号「一般競争入札方式におけて競争参加資格とする客観点数について」
※２：平成２０年９月３０日付け、事務連絡「一般競争入札方式におけて競争参加資格とする客観点数について」の運用について（試行）
※３：令和２年度よりＷＴＯ対象工事が６．９億円以上となった。
※４：平成３１年度より「鋼橋上部」がランク無しへと変更になった。

2-4　競争参加資格の確認

競争参加資格として設定されている技術的能力の審査を行う。技術的能力の審査の結果、審査基準（競争参加資格要件）を満たしていない企業には競争参加資格を認めないものとする。

（１）必須項目

①予決令第 70 及び 71 条の規定に該当しない者

②当局の一般競争の参加資格の認定を受けている者

③会社更生法に基づいた更生手続開始の申し立てを又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てを行っていない者であること

④指名停止を受けている期間中でないこと

⑤入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと

⑥対象工事に係る設計業務等の受託者又は当該受諾者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと

⑦対象工事と同種の施工実績があること

⑧配置予定技術者が対象工事と同種の工事経験があること、但し元請けとしての経験にに限る。

⑨過去２年度の同一工種の工事成績の平均点が２年連続で６０点未満でないこと

⑩施工計画が適正であること

（施工能力評価型（Ｉ型））

ｱ）　施工計画の課題は、次の２課題の中から適宜選択し提出させる。提出後の修正は認めない。

- 工程管理に関わる技術的所見
- 施工計画（施工上配慮すべき事項）
  この場合、維持工事等で工程管理に係わる技術的所見を求めるのが困難な場合に限り設定できる。

（施工計画重視型、チャレンジ型）

ｱ）　施工計画の課題は、次の３課題の中から適宜選択し提出させる。提出後の修正は認めない。

- 施工上の課題に対する技術的所見
- 材料等の品質管理に関わる技術的所見
- 安全管理に留意する事項に関わる技術的所見

ｲ）　指定課題に対する項目数は最大５つを基本とする。

⑪技術提案が適正であること。（技術提案評価型（Ｓ型））

⑫警察当局から排除要請を受けている者でないこと。

（２）選択項目

①○○内に本店・支店又は営業所が所在すること。

②当局の一般競争の参加資格の認定を受けている者（当局の有資格者で○○等級の者）（※経常ＪＶの参加資格については、「沖縄総合事務局開発建設部施工直轄工事における共同企業体の取扱いについて」を参考にして、参加要件を記載すること。）であること。

③沖縄県赤土等流出防止条例に基づく実績の有無

沖縄県赤土等流出防止条例に基づく赤土等流出防止対策もしくは同等以上の水質汚濁防止対策の施工実績があること。なお、同等以上の水質汚濁防止対策とは、事業行為にともない降雨時に発生する赤土等の流出を防止するための発生源対策等があり、かつ濁水の排水基準（浮遊物質量 200mg/L 以下）が設定されている対策をいう。

④経営事項評価点数が一定の点数以上であること（ＷＴＯ案件）

（３）留意事項

①書類の不備

添付を義務づけた資料の添付が無く、記載内容の確認ができない場合は、書類不備により、参加資格の確認が出来ないものとして不合格とする。

②技術資料等の差し替え

一度提出された技術資料等の期限を経過した後の差し替えは認めない。

ただし、総合評価で技術提案の改善を求めた場合の技術提案はその限りではない。

2-5　総合評価項目の審査・評価

2-5-1　評価項目及び配点の基本的な考え方

（１）評価項目

総合評価落札方式における価格以外の評価項目は、施工能力評価型（Ⅰ型、Ⅱ型)、施工計画重視型、チャレンジ型、技術提案評価型（Ｓ型、ＡⅠ型、ＡⅡ型、ＡⅢ型）の各タイプに係わらず、以下に示す３つの観点に基づき、公共工事の品質確保・向上に対する重要性や評価項目に係るデータ入手の容易さ等を考慮した上で、選定タイプの工事特性（工事内容、規模、要求要件等）に応じて設定することを基本的な考え方とする。

公共工事の品質確保・向上のために重要な評価項目は、以下のように整理できる。

① 企業の能力等
② 技術者の能力等
③ 技術提案（施工計画）

「①企業の能力等」は、発注者が示す仕様に基づき、企業が適切かつ確実に工事を遂行する能力を評価するものである。企業の施工実績や工事成績、表彰等を評価する。また、従来「企業の信頼性・社会性」として評価していた現地条件を熟知している等の地域精通度、地域住民が安心して工事を任せられる企業であるかという視点からの地域貢献度についても、企業の能力等の中で評価する。

「②技術者の能力等」は、発注者が示す仕様に基づき、施工に直接係わる配置予定技術者が適切かつ確実に工事を遂行する能力を評価するものである。配置予定技術者の施工実績や工事成績、表彰、ヒアリング（監理能力、理解度）等を評価する。

「③技術提案（施工計画)」は、発注者が示す標準的な仕様に対して企業自らの技術提案により改善し、工事の品質向上を図る能力を評価するものである。競争参加者の技術提案については、総合的なコスト、工事目的物の性能・機能等や環境の維持・交通の確保等を評価の視点とする。なお、技術的工夫の余地が小さく技術提案を求める必要がない工事においては、「施工計画」を求め、施工上配慮すべき事項の適切性を審査し、適切かつ確実に工事を遂行する能力を審査する。

（２）評価項目及び標準配点

各タイプの評価項目及び標準配点及び評価基準は、次に示すとおりとする。

タイプ毎の評価項目及び標準配点等一覧表（案）

評価項目	評価細目	施工能力評価型（Ⅱ型）適用	施工能力評価型（Ⅰ型）適用	チャレンジ型 適用	施工計画重視型 適用	（S型）[WTO以外] 適用	（S型）[WTO] 段階選抜方式 適用	（S型）[WTO] 適用	（A型） 適用	備考
1 企業の能力等	①同種工事の施工実績	◎	◎	◎	◎	◎	◎			
	②工事成績	◎	◎		◎	◎	◎			
	③低入札工事の工事成績	◎	◎	◎	◎	◎				
	④-1優良工事表彰	◎	◎		◎	◎				
	④-2優良工事表彰または国土技術開発賞の受賞実績						◎			
	⑤工事事故等	◎	◎	◎	◎	○				
	⑥WLB推進企業						◎			
	◎難工事実績	◎	◎		◎	◎				
	◎週休2日工事実績	◎	◎		◎	◎				
	○ICT活用工事実績	○	○		○	○				
地域精通度・貢献度	⑦近隣地域での施工実績	◎	◎	◎	◎	◎				
	⑧登録基幹技能者の活用	◎	◎	◎	◎	◎				
	⑨地域内での拠点の有無	■	■	■	■	■				
	⑩不発弾処理対策の実績	■	■	■	■	■				
	⑪災害協定締結の有無	■	■	■	■	■				
	⑫地元資材の活用率	■	■		■	■				
	⑬県内業者の下請活用の有無	▲	▲		▲	▲				
2 技術者の能力等	⑭主任（監理）技術者の保有する資格	○	○	○	○					
	⑮同種の施工実績	◎	◎	◎	◎	◎	◎			
	⑯工事成績	◎	◎		◎	◎	◎			
	⑰-1優秀技術者表彰	◎	◎		◎	◎				
	⑰-2優秀技術者表彰または高度なマネジメントの経験						◎			
	⑱継続教育（CPD）の状況	◎	◎	◎	◎	◎				
ヒアリング	⑲配置予定技術者の監理能力					○				
	⑳配置予定技術者の技術提案に対する理解度					○				
	㉑技術提案に対する理解度						◎	◎	◎	
3 施工計画	㉒工程管理に係わる技術的所見		◎							
	㉓施工上配慮すべき事項		△							
	㉔施工上の課題に対する技術的所見			◎ 1課題の設定	◎ 1課題の設定					
	㉕材料等の品質管理に係わる技術的所見									
	㉖安全管理に留意する事項に係わる技術的所見									
3 技術提案	総合的なコストの縮減に関する技術提案					◎ 1課題の設定	◎ 2課題の設定	◎ 2課題の設定		
	工事目的物の性能、機能の向上に関する技術提案									
	環境対策等、特に配慮が必要な事項への対応に関する技術提案									
	○新技術の実証に関する技術提案 新技術導入促進（Ⅱ）型					○	○	○		
3 技術提案	総合的なコストの低減に関する技術提案								◎ 原則2課題の設定	
	定性評価									
	定量評価（数値提案）									
	技術提案に係る具体的な施工計画									
	工事目的物の性能、機能の向上に関する技術提案									
	技術提案の提案値									
	技術提案に係る具体的な施工計画									
	社会的要請への対応に関する技術提案									
	技術提案の提案値									
	技術提案に係る具体的な施工計画									

△は評価してよい項目、○は積極的に評価する項目、◎は原則必須項目、■は必要に応じて１～複数を選択する項目、▲は県外業者が見込まれる案件に適用する項目

2-5-2　留意事項

各評価項目に関する留意事項は次のとおりとする。

（１）企業の施工実績

ｱ)　様式：施工実績（ア）に同種工事の実績を記述させること。

ｲ)　コリンズ登録している場合は、審査担当者がコリンズｗｅｂ版にて同種工事実績を確認する。

ｳ)　コリンズ登録していない場合又は、コリンズに登録されているが同種工事の証明ができない場合は、契約書及び工事内容（実績）が証明できる資料を添付させて、実績を確認する。

ｴ)　国交省が発注した工事の工事実績は、工事成績評定通知書を添付させて６５点未満でないかを確認する。（６５点未満は実績としない）

ｵ)　経常ＪＶの評価は、経常ＪＶの受注工事に各構成員のうち１社でも施工実績（元請けとしての実績）を有すればよい。

ｶ)　実績評価期間の過去１５年間とは、当該年度を含まない過去１５年度の年度当初より技術資料提出期限日までに元請として完了した工事とする。

（例：R2 年度に公告する工事の場合は、H17 年 4 月 1 日～技術資料提出期限日までに元請として完了した工事とする。）

ｷ)　企業合併して吸収された企業の施工実績については、全て合併新会社の実績として扱うこととする。

（２）配置予定技術者の能力

ｱ)　様式：施工実績（ア）に同種工事の経験及び保有資格を記入させること。

ｲ)　コリンズに登録している場合は、審査担当者がコリンズｗｅｂ版にて同種工事実績を確認する。

ｳ)　コリンズ登録していない場合又は、コリンズに登録されているが同種工事の証明ができない場合は、契約書及び工事経験（実績）が証明できる資料の写しを添付させて、確認する。

ｴ)　監理技術者資格証の写し（裏表）、監理技術者講習修了証の写し、健康保険被保険者証等を添付させて資格者証の確認をする。

ｵ)　国交省が発注した工事の工事実績は、工事成績評定通知書を添付させて６５点未満でないかを確認する。（６５点未満は経験としない）

ｶ)　専任で配置する主任技術者又は監理技術者で評価する。

ｷ)　経常ＪＶは、全体で１人の配置予定技術者の評価とする。

ｸ)　複数の配置予定技術者の場合は、資格評価が最も低い者で評価する。

ｹ)　監理技術者、主任技術者とは建設業法第２６条に該当する技術者をいう。

ｺ)　配置予定技術者に加えて、専任補助者も配置する場合は、配置予定技術者に代えて専任補助者に関する全ての項目を評価する。

ｻ)　施工経験で求める「役職経験での実績」の役職とは、監理技術者、主任技術者、現場代理人をいう。

ｼ)　実績評価期間の過去１５年間とは、当該年度を含まない過去１５年度の年度当初より技術資料提出期限日までに元請として完了した工事とする。

（例：R2 年度に公告する工事の場合は、H17 年 4 月 1 日～技術資料提出期限日までに元請として完了した工事とする。）

ｽ)　配置予定技術者が審査対象期間中に出産・育児等の真にやむを得ない事情により休業を取得していた場合には、原則、休業期間に相当する期間を審査対象期間に加えて審査するものとする。

審査対象期間の延長の考え方は、産前・産後・育児・介護休業のいずれか又は複数を取得していた場合は、その取得期間と同等の期間を評価の審査対象期間以

前の期間に加えるものとする。取得期間は年単位とし、１年未満の場合は切り上げた期間とする。

（休業取得期間の合計が１年６ヶ月の場合は、２年度間延長する。この場合、過去１５年度間としていたものを過去１７年度間において工事実績があれば認める。）

また、参加申請者から必要な書類の写しを提出させて休業期間の確認を行う。ただし、休業期間の確認できるものに限る。

なお、出産・育児等とは、

・産前産後休業（労働基準法（昭和22年法律第49号）第65条第１項又は第２項の規定による休業）、

・育児休業（育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成３年法律第76号）第２条第１号に規定する休業）及び介護休業（同条第２号に規定する休業）をいう。

ｾ) 配置予定技術者のヒアリング（実施する場合）

ヒアリングは、原則、技術審査会及び幹事会のメンバーの中から３名以上で実施する。

（３）施工計画

ｱ) 施工能力評価型（Ｉ型）

・工程管理に係わる技術的所見を原則設定する。

・施工上配慮すべき事項を設定する場合は、維持工事等で工程管理に係わる技術的所見を求めるのが困難な場合に限り設定できる。

ｲ) 施工計画重視型、チャレンジ型は下記の３項目から１項目設定する。

・ 施工上の課題に対する技術的所見

・ 材料等の品質管理に係わる技術的所見

・ 安全管理に留意する事項に係わる技術的所見

ｳ) 指定課題に対する提案数は最大５項目を基本とする。

（４）技術提案

ｱ) 技術提案を求める場合は様式に記入させる。

ｲ) 技術提案の評価項目数は、技術提案評価型（Ｓ型）［ＷＴＯ以外］では１課題、［ＷＴＯ］では２課題設定することを基本とする。

（５）新技術の活用に係る技術提案

ｱ) 新技術の活用に係る技術提案を求める場合は様式に記入させる。

ｲ) 新技術導入促進（Ⅱ）型

（６）近隣地域内での施工実績

ｱ) 様式に施工実績を記述させること。

ｲ) コリンズに登録している場合は、審査担当者がコリンズｗｅｂ版にて同種施工実績を確認する。

ｳ) コリンズ登録をしていない場合、又はコリンズに登録されているが必要事項が確認できない場合は、契約書及び工事内容（実績）が証明できる資料の写しを添付させて実績を確認する。

ｴ) 基本的に工種は問わない。

ｵ) 工事規模は５百万円以上とし、土木関係工事（建築工事、民間工事及び米軍工事は除く）、電気関係工事 ※防災情報課発注工事（建築工事、民間工事及び米軍工事は除く）はすべて対象とする。

ｶ) 実績期間の過去３年度間とは、当該年度を除く直近の３年度間の実績とする。

ｷ) 経常ＪＶの評価は、経常ＪＶの施工実績に各構成員の施工実績（元請けとしての実績）を合わせたものとする。

（７）地元企業下請活用比率

ｱ）　様式に県内企業を１次下請として活用する比率を記述させること。

ｲ）　Ａｓ舗装工事やＰＣ工事等で県内元請業者がそのほとんどを直営施工すると見込まれる場合は「（県内元請企業を含む）」を追加で記載できる。

ｳ）　県内企業を下請けとして活用する比率については、県内下請業者数や工事の発注状況等に応じ、最大５０％以上」まで設定できるものとする。

ｴ）　技術資料提出後、活用比率に変更があった場合は、入札時において工事費内訳書と同時に、修正した様式を提出させ、加算点の見直しを行う。

ｵ）　県内企業を下請として活用する場合の予定工種については、参考記載であり、契約上の制約を与えるものではない。（実施時に変更があっても問題ない。）

（８）地元資材活用比率

ｱ）　様式に沖縄県内に本店を有する企業から資材を調達する比率を記述させること。

ｲ）　発注者側で「材料リスト」を提示もしくは、参加表明企業における積算プログラム等から出力される「材料リスト」等どちらで評価してもよい。

ｳ）　対象となる材料は「材料リスト」におけるすべての「項目」（規格ベース）に対する比率とする。「数量」「金額」ではない。ただし、評価が可能であれば、「金額」で評価を行うことも妨げない。

（９）安全管理等の状況（工事事故等）

ｱ）　様式に事故等による指名停止等の有無について記述させること。

ｲ）　県内での工事事故（但し、建築工事、民間工事及び米軍工事は除く）による文書注意以上があったもの。

ｳ）　開発建設部発注工事において粗雑工事による文書注意以上があったもの。

ｴ）　過去３ヶ月間とは、技術資料提出期限日から起算する。

（１０）工事成績（企業、配置予定技術者）

ｱ）　様式に工事名及び工事成績を記入させること。

ｲ）　特定ＪＶはオーナー、サブ共に同じ点数とする。

ｳ）　経常ＪＶにおける工事成績評定の考え方。

◇経常ＪＶ実績有り

・経常ＪＶの実績のみで評価する。

◇経常ＪＶ実績無し

・単体（全構成員）の実績有りの場合、構成員毎の平均点（小数第２位を四捨五入し小数第１位止め）を基に、全構成員の平均点（小数第２位を四捨五入し小数第１位止め）を算出して評価する。但し、実績を持たない構成員がいる場合は、実績を持たない構成員を６０点として評価し、全構成員の平均点（小数第２位を四捨五入し小数第１位止め）を算出し評価する。

ｴ）　企業の工事成績は過去４年度間、同一工種において平均点を求めるものとする。過去４年度間とは当該年度を含まない直近の４年度間とする。

$$\text{過去４年度間の平均点} = \frac{\text{過去４年度間の完成工事の評点合計}}{\text{過去４年度間の完成工事の件数}}$$

ｵ）　配置予定技術者（専任補助者含む）の役職経験での工事成績は、過去８年度間のうち申請があった１件を対象とする。過去８年度間とは当該年度を含まない直近の８年度間とする。

　また、工事成績については、十分な競争環境を確保する観点から成績データの蓄積の度合に応じて、対象工事の拡大・細分化や年数の延長ができるものとする。

ｶ）　自治体実績評価型

・試行対象工事は、一般土木工事 C 等級の施工能力評価型とするが、チャレンジ型を除く。（なお、試行対象工事は毎年度確認すること）
・沖縄県土木建築部発注工事の工事成績（以下「県工事成績」という）を評価する場合の考え方は、沖縄総合事務局開発建設部（港湾空港事業除く）の工事成績を有していない企業、又は国土交通省及び沖縄総合事務局開発建設部（港湾空港事業除く）の工事成績を有していない配置予定技術者（専任補助者含む）の場合に限り、県工事成績を評価することとする。なお、工事成績を有していないとは、企業は過去４年度間、配置予定技術者（専任補助者）は過去８年度間とする。
・工事成績の評価については、直轄（21 工種）と県（28 種）との工種が異なっており、整合をはかることは困難なため、県工事成績を評価する場合は全工種を対象とする。ただし、県の港湾、空港、営繕事業の発注工事については評価の対象外とする。また、県の工事成績評定基準等は直轄と同等と確認され相互利用が可能と判断していることから、総合評価方式における県工事成績の評価も同等に評価することとする。
・沖縄県工事成績（企業及び配置予定技術者）の評価対象期間は、直轄と同じ対象期間とする。
・県工事成績の毎年度の基準日は「６月１日」として、それ以降に入札公告する案件から切り替えること。（県は、工事成績のシステムへの入力及び整理作業が５月中までかかるとのこと）
・上記以外の考え方については、ｱ)～ｵ)に基づき実施するものとする。

（１１）表彰（優良工事表彰、優秀技術者表彰）

ｱ) 様式に工事名、表彰を受けた年度、表彰部門を記入させること。

ｲ) 評価対象は、開発建設部（港湾空港関係を除く）で元請けとして同一工種における優良施工工事及び安全施工工事、優秀工事技術者の３部門とする。

ｳ) 優良業者表彰は過去２年度間、優秀技術者表彰は過去４年度間を対象とする。
過去２年度間における表彰とは、当該年度を含む過去２年度間の表彰とする。（過去４年度間についても同様）

ｴ) 毎年度の表彰の基準日については、「８月１日」として、それ以降に入札公告する案件から切り替えること。
◇今年度をｎとすると（過去２年度間の場合）
・７月３１日以前の評価対象年度は、ｎ－３、ｎ－２の過去２年度間
・８月１日以降の評価対象年度は、ｎ－２、ｎ－１の過去２年度間

ｵ) 優良業者表彰の対象は、建設系とする。

ｶ) 経常ＪＶの評価とは、経常ＪＶもしくは各構成員のうち１社が受賞実績（元請けとしての実績）を有していれば評価する。また、２年連続表彰の評価も経常ＪＶもしくは各構成員のうち１社が受賞実績（元請けとしての実績）を有していればよい。

ｷ) 単体の評価は、経常ＪＶでの実績を評価しない。

評価対象業者 表彰実績	経常ＪＶ（Ａ・Ｂ）	単体Ａ	単体Ｂ
経常ＪＶ（Ａ・Ｂ）	○	×	×
単体Ａ	○	○	
単体Ｂ	○		○

評価する：○　　評価しない：×

ｸ) 特定ＪＶの受賞実績は、各構成員の実績として評価する。

ｹ) 受賞した企業が評価対象期間（２又は４年間）内に沖縄総合事務局長から指名停止を受けた場合は、指名停止日以降における技術審査の評価対象としない（受賞

に対する評価取り消しとする)。なお、上記ｳ)の３部門全て同様の取扱いとする。

（１２）低入札工事の工事成績

ｱ) 開建部（港湾空港事業除く）における同一工種の過去２年度間の低入札工事を様式に記入させる。過去２年度間とは当該年度を含まない直近の過去２年度とする。工事成績評定通知書の写しを添付させること。

（１３）不発弾処理対策の実績

ｱ) 様式に沖縄県内で不発弾処理対策を実施した工事名を記入させること。

ｲ) 記載させた工事の不発弾処理対策が証明できる資料を添付させて確認する。
例：(契約書、協議簿、承諾書、写真、新聞記事）等の写し

ｳ) 不発弾処理対策とは、現場において不発弾が発見され自衛隊及び警察が処理するまでの間、現場対策（立ち入り制限等の安全施設類の設置、安全管理上の監視等）を元請として行った実績をいう。

ｴ) 同一工事で発見された複数の不発弾対策の実績は１件の実績として評価する。

（１４）災害協定締結の有無

ｱ) 様式に災害協定名を記入させること。

ｲ) 記載させた災害協定が証明できる資料を添付させて確認する。

（１５）登録基幹技能者の活用

ｱ) 様式に登録基幹技能者を従事させることについて選択させること。

（１６）難工事施工の実績

ｱ) 様式に「難工事指定」完了工事の工事名等を１件、記入させること。

ｲ) 過去１年間内に沖縄総合事務局開発建設部（港湾・空港除く）の完了工事が対象。（６５点未満は対象外）

ｳ) 難工事指定された工事の入札公告又は入札説明書、及び工事成績評定通知書の写しを添付させること。

（１７）週休２日工事の実績

ｱ) 様式に週休２日実施証明書の交付を受けた工事の工事名等を１件、記入させること。

ｲ) 過去１年間内に沖縄総合事務局開発建設部（港湾・空港除く）（※６５点未満は対象外）及び沖縄県土木建築部の実績が対象。

ｳ) ４週８休かつ現場一斉閉所日達成、又は４週８休達成、のみ有効。

ｴ) 週休２日実施証明書及び工事成績評定通知書の写しを添付させること。

（１８）ＩＣＴ活用工事の実績

ｱ) 様式にＩＣＴ活用証明書の交付を受けた工事の工事名等を１件、記入させること。

ｲ) 過去２年間内に沖縄総合事務局開発建設部（港湾・空港除く）（※６５点未満は対象外）及び沖縄県土木建築部の実績が対象。

ｳ) 全面的活用、又はＩＣＴ建機施工以外を活用、であれば有効。

ｴ) ＩＣＴ活用証明書及び工事成績評定通知書の写しを添付させること。

2-5-3　配置予定技術者へのヒアリング

総合評価落札方式において、技術者の能力や技術提案の実現性を評価する上で配置予定技術者へのヒアリングは重要な判断要素となる。このため、配置予定技術者へのヒアリングについては、技術提案評価型Ｓ型［ＷＴＯ以外］においては、配置予定技術者の監理能力又は技術提案の理解度を確認する必要があることから原則実施することとし、技術提案評価型Ｓ型［ＷＴＯ］及び技術提案評価型Ａ型においては、必須とする。

また、ヒアリングを実施する場合は、不特定多数の競争参加者を対象にヒアリング日程の調整やその審査を行うことから、その手続きに要する潜在的な負担が大きく、十分な活用がなされていない現状にある。このため、ヒアリングを行うに際し、競争参加者数を絞り込む必要がある場合には、段階選抜方式を試行的に実施することとし、技術資料（同種工事の実績等）や簡易な技術提案に基づき競争参加者を数者に絞り込んだ（一次審査）後にヒアリングを実施し、競争参加者・発注者双方の負担の軽減を図ることを基本的な考え方とするが、高知県内の入札談合事案を踏まえた手続き見直しが必要であることから、施工能力評価型における段階選抜方式の試行については、当面実施しないものとする。

技術提案評価型については、ヒアリングの実施の有無に係わらず、技術提案を求める競争参加者数を絞り込む必要がある場合に段階選抜方式を試行的に実施するものとする。

なお、段階選抜方式は試行的に実施するものであり、統一的な実施方法については、今後検討する。

総合評価落札方式のタイプ別にヒアリングと段階選抜方式の組合せの考え方をヒアリングと段階選抜方式の組合せの考え方に示す。

ヒアリングの考え方

	施工能力評価型		技術提案評価型		
	Ⅱ型	Ⅰ型	Ｓ型	WTO対象	Ａ型
ヒアリング	実施しない	原則実施しない。	配置予定技術者へのヒアリングを実施することで、配置予定技術者の監理能力又は技術提案に対する理解度を確認する必要があることから原則実施する	配置予定技術者へのヒアリングを実施することで、配置予定技術者の技術提案に対する理解度を確認する必要があることから必須とする。	必須。 ただし、技術提案評価型Ａ型におけるヒアリングは、技術提案に対する発注者の理解度向上を目的とするものであり、ヒアリング自体の審査・評価は行わない

2-5-4　技術提案評価型Ｓ型における技術提案

○技術提案に係る要求要件

発注者の意図を明確にし、競争参加者からの的確な技術提案の提出を促すため、入札説明書等の契約図書において施工条件や要求要件（最低限の要求要件、評価する上限がある場合には上限値）の明示の徹底を図る必要がある。

また、発注者は、技術提案を求める範囲を踏まえ、技術提案書の分量の目安を示すことにより、競争参加者に過度の負担をかけないよう努めることとする。

○　求める内容等

技術提案評価型Ｓ型では、競争参加者に施工上の工夫等、以下の項目に係る技術提案の提出を求め、その実現性や安全性等について審査・評価を行う。

・総合的なコストの縮減に関する技術提案
・工事目的物の性能、機能の向上に関する技術提案
・環境対策等、特に配慮が必要な事項への対応に関する技術提案

技術提案に係る評価項目については、工事の施工条件や環境条件等から工事ごとに施工上の技術的課題を踏まえて設定し、技術力の差が加算点に的確に反映されるような評価基準を設定することが重要である。

また､定量的な評価項目だけでは提案に対する多面的評価が困難となる恐れがあるため、定量的な評価項目を設定する場合には定性的な評価項目も併せて設定することを基本とする。

○　評価方法

技術提案評価型の評価方法としては、技術提案による公共工事の品質向上の程度を評価するべきであるため、技術提案による品質への効果を評価し、加算点に反映することとする。そのため、発注者は評価を行うにあたり、標準案による品質を十分に把握しておくことが重要である。

技術提案の加算点は、各提案の得点の合計点をそのまま加算点とする、いわゆる「素点計上方式」とする。

2-5-5　技術提案評価型Ａ型における技術提案

技術提案評価型Ａ型においては、総合評価項目として、以下の項目について高度な技術や優れた工夫等を含む技術提案の提出を求め、技術対話（ヒアリング）の実施に先立ち、技術提案の実現性や安全性等について審査を行う。

○　技術提案（定量的及び定性的な評価項目）

・総合的なコストの縮減に関する技術提案
・工事目的物の性能、機能の向上に関する技術提案
・環境対策等特に配慮が必要な事項への対応に関する技術提案

○　上記技術提案に係る具体的な施工計画

「技術提案（定量的及び定性的な評価項目）」については、数値提案を求める場合は提案値に対する定量的な評価だけではなく、当該提案値を実現するための具体的な施工方法に関する定性的な評価も併せて行うことを基本とする。

また、発注者は当該工事の特性を理解した上で、特性に応じて抽出した課題に特化した案を競争参加者に求めるとともに、抽出した技術的課題の重要度に応じて配点を設定し、技術力の差が加算点に的確に反映されるような評価基準を設定することが重要である。

○　評価方法

性能等に関する提案は、数値方式、定性的な評価項目に対する提案は判定方式に基づき評価することを基本とする。

また、技術提案の加算点は、民間の高い技術力を有効に活用するという観点から、最も優れた提案に加算点の満点を付与し、それ以外の提案より２０点程度優位に評価することを基本とする。

ただし、技術提案が同程度に優れた者が複数いる場合はこの限りではない。

2-5-6　施工体制

いわゆるダンピング受注については、従前から対策を講じてきたところであるが、低入札工事においては、下請業者における赤字の発生及び工事成績評定点における低評価が顕著になる傾向があり、適切な施工体制が確保されないおそれがあることから、品質確保のための体制その他の施工体制の確保状況を確認し、入札説明書等に記載された要求要件を確実に実現できるかどうかを審査し、評価する新たな総合評価落札方式として、平成 18 年より当分の間行うこととされている「施工体制確認型総合評価落札方式」の試行を継続する。

2-6　技術提案評価型Ａ型における技術提案

2-6-1　技術提案評価型Ａ型における評価項目・基準の設定例

（１）技術提案評価型Ａ型における技術提案に関する評価項目の設定例

技術提案評価型Ａ型の技術提案に関する評価項目の例

分類	評価項目		適用	
	定性評価	定量評価	ＡⅠ･ＡⅡ型	ＡⅢ型
総合的なコストの縮減	使用材料等の耐久性	ライフサイクルコスト（維持管理費）、補償費※	○	○
工事目的物の性能・機能の向上	品質管理方法		○	○
	景観		○	
		機械設備等の処理能力	○	
社会的要請への対応		施工期間（日数）	○	○
	貴重種等の保護・保全対策		○	○
	汚染土壌の処理対策		○	○
	地滑り・法面崩落危険指定地域内の対策		○	○
	周辺住民の生活環境維持対策	施工中の騒音値、振動、粉塵濃度、CO^2 排出量	○	○
	現道の交通対策	交通規制期間	○	○
	濁水処理対策	濁水発生期間、pH 値、SS 値	○	○

※　工事に関連して生ずる補償費等の支出額及び収入の縮減相当額を評価する場合、当該費用について評価項目としての得点を与えず、評価値の算出において入札価格に当該費用を加算する。

（２）技術提案評価型Ａ型における評価項目・基準の設定例

（交差点立体化工事【ＡＩ型】）

現道の交通量が非常に多い交差点の立体化工事であり、標準工法では工期内での工事実施が困難であるため、設計・施工一括発注方式を適用し、目的物を含めた技術提案を求める。
なお、構造の成立性については、目的物の構造及び安定計算、解析手法に関する資料の提出を求めて適切に審査を行うものとする。

評価項目		評価基準
技術提案	＜定性評価＞ 維持管理の容易性を踏まえた本体構造の工夫	維持管理・耐久性向上を考慮した具体的な提案で優位な工夫が見られる。
		維持管理・耐久性向上を考慮した工夫が見られる。
	＜定性評価＞ コンクリートのひび割れ制御に関する品質管理方法	構造形式や施工条件を十分に踏まえた解析に基づいた品質管理方法に、優位な工夫が見られる。
		構造形式や施工条件を十分に踏まえた品質管理方法である。
		不適切ではないが、一般的な事項のみの記載となっている。
	＜定量評価＞ 施工期間（日数）	目標状態を最高得点、最低限の要求要件を０点とし、その間は提案値に応じて按分する。 ・最低限の要求要件：○○日 ・目標状態：△△日
	＜定性評価＞ 周辺住民の生活環境維持対策	現地条件を踏まえ、周辺住民に与える施工中の騒音、振動、粉塵等の対策を計画しており、優位な工夫が見られる。
		現地条件を踏まえ、周辺住民に与える施工中の騒音、振動、粉塵等の対策を計画している。
		不適切ではないが、一般的な事項のみの記載となっている。
	＜定性評価＞ 現道の交通対策	社会的に与える影響を十分に踏まえた対策を計画しており、優位な工夫が見られる。
		社会的に与える影響を十分に踏まえた対策を計画している。
		不適切ではないが、一般的な事項のみの記載となっている。
上記技術提案に係る具体的な施工計画	現地の条件を踏まえた施工計画の実現性 ・　詳細な工程計画 （確実な工程計画） ・　安全性	現地条件（地形、地質、環境、地域特性、関連工事との調整等）を踏まえた詳細な工程計画であり、コスト縮減、品質管理、安全対策等に優位な工夫や品質向上への取り組みが見られる。
		現地条件を踏まえた詳細な工程計画である。
		不適切ではないが、一般的な事項のみの記載となっている。
	現地の条件を踏まえた新技術・新工法等の適用性 ・　技術的成立性 ・　新技術等の実用性 ・　新技術等の実績 ・　技術開発の取り組み姿勢	施工実績があり技術的に確立した新技術・新工法が採用されており、現地条件を踏まえて安全性や経済性等にも優れたものとなっている。
		施工実績はないが、現地条件を踏まえて安全性や経済性等に優れた新技術・新工法が採用されている。
		不適切ではないが、一般的な技術・工法等の組合せに留まっている。

（３）技術提案評価型Ａ型における評価項目・基準の設定例

（橋梁工事【ＡⅡ型】）

現地の条件により想定される有力な構造形式が複数存在する橋梁工事であるため、設計・施工一括発注方式を適用し、目的物を含めた技術提案を求める。**なお、構造の成立性については、目的物の構造及び安定計算、解析手法に関する資料の提出を求めて適切に審査を行うものとする。**

評価項目		評価基準
技術提案	＜定量評価＞ ライフサイクルコスト	○○年間に必要となる維持管理費 維持管理費は、各使用材料別の耐用年数に基づき算出する。
	＜定性評価＞ ライフサイクルコスト低減のための対策	維持管理を容易にするため、目的物の構造や構造物の耐久性向上に関する優位な工夫が見られる。
		維持管理を容易にするため、目的物の構造や構造物の耐久性向上に関する工夫が見られる。
		維持管理に関して一般的な方策のみの記載となっている。
	＜定性評価＞ 維持管理の容易性を踏まえた本体構造の工夫	維持管理・耐久性向上を考慮した具体的な提案で優位な工夫が見られる。
		維持管理・耐久性向上を考慮した工夫が見られる。
	＜定性評価＞ 品質検査方法	施工中における溶接部等の品質検査方法について、品質向上のために優位な工夫が見られる。
		施工中における溶接部等の品質検査方法について、品質向上のために工夫が見られる。
		施工中における溶接部等の品質検査方法について、一般的な方策のみの記載となっている。
	＜定性評価＞ 景観	周辺環境に調和したデザインになっており、景観に対する優位な工夫が見られる。
		周辺環境に調和したデザインになっている。
		不適切ではないが、一般的なデザインになっている。
上記技術提案に係る具体的な施工計画	現地の条件を踏まえた施工計画の実現性 ・　詳細な工程計画 （確実な工程計画） ・　安全性	現地条件（地形、地質、環境、地域特性、関連工事との調整等）を踏まえた詳細な工程計画であり、コスト縮減、品質管理、安全対策等に優位な工夫や品質向上への取り組みが見られる。
		現地条件を踏まえた詳細な工程計画である。
		不適切ではないが、一般的な事項のみの記載となっている。
	現地の条件を踏まえた新技術・新工法等の適用性 ・　技術的成立性 ・　新技術等の実用性 ・　新技術等の実績 ・　技術開発の取り組み姿勢	施工実績があり技術的に確立した新技術・新工法が採用されており、現地条件を踏まえて安全性や経済性等にも優れたものとなっている。
		施工実績はないが、現地条件を踏まえて安全性や経済性等に優れた新技術・新工法が採用されている。
		不適切ではないが、一般的な技術・工法等の組合せに留まっている。

（４）技術提案評価型Ａ型における評価項目・基準の設定例

（重力式コンクリートダム本体工事【ＡⅢ型】）

ダム本体の品質を確保するとともに、施工の合理化を図るため、施工方法について技術提案を求める。

評価項目		評価基準
技術提案	＜定性評価＞ コンクリート（骨材）の品質管理方法	原石山の状況を十分に踏まえて、骨材の採取、製造に際しての品質管理に、優位な工夫が見られる。
		原石山の状況を十分に踏まえた品質管理方法である。
		不適切ではないが、一般的な事項のみの記載となっている。
	＜定量評価＞ 施工期間（日数）	目標状態を最高得点、最低限の要求要件を０点とし、その間は提案値に応じて按分する。 ・最低限の要求要件：○○日 ・目標状態：△△日
	＜定性評価＞ 濁水処理対策	社会的に与える影響を十分に踏まえた対策を計画しており、優位な工夫が見られる。
		社会的に与える影響を十分に踏まえた対策を計画している。
		不適切ではないが、一般的な事項のみの記載となっている。
上記技術提案に係る具体的な施工計画	現地の条件を踏まえた施工計画の実現性 ・　詳細な工程計画 （確実な工程計画） ・　安全性	現地条件（地形、地質、環境、地域特性、関連工事との調整等）を踏まえた詳細な工程計画であり、コスト縮減、品質管理、安全対策等に優位な工夫や品質向上への取り組みが見られる。
		現地条件を踏まえた詳細な工程計画である。
		不適切ではないが、一般的な事項のみの記載となっている。
	現地の条件を踏まえた新技術・新工法等の適用性 ・　技術的成立性 ・　新技術等の実用性 ・　新技術等の実績 ・　技術開発の取り組み姿勢	施工実績があり技術的に確立した新技術・新工法が採用されており、現地条件を踏まえて安全性や経済性等にも優れたものとなっている。
		施工実績はないが、現地条件を踏まえて安全性や経済性等に優れた新技術・新工法が採用されている。
		不適切ではないが、一般的な技術・工法等の組合せに留まっている。

2-7　技術提案評価型Ａ型におけるその他手続き・留意事項

2-7-1　入札説明書の記載事項

（１）発注者が明示すべき事項

１）発注者の要求事項

発注者の要求事項として、工事目的物の性能・機能等の要求要件（最低限の要求要件、評価する上限がある場合には上限値）、技術提案を求める範囲、施工条件等を入札説明書等、契約図書への明示を徹底する。

特にＡＩ型及びＡⅡ型については発注者が標準案を提示しないため、発注者の要求事項を詳細に明示することが重要である。具体例を以下に示す。

発注者の要求要件の明示の例

要求事項		ＡＩ型	ＡⅡ型
工事内容		【交差点立体化工事】 ● 道路アンダーパス ● 切り回し道路 ● 本線拡幅 ● 連結側道 ● 道路付属施設	【橋梁工事】 ● 下部工 ● 上部工 ● 仮設工
要求要件	最低限の要求要件	〔目的物に関する事項〕 ・ 位置、用地幅 ・ 道路規格、設計速度 ・ 幅員 ・ 道路構造令等基準類の準拠 〔施工に関する事項〕 ・ 契約日からアンダーパス供用までの施工日数が最大○○日以内 ・ 施工計画が適正であること	〔目的物に関する事項〕 ・ 架設地点 ・ 道路規格、設計速度 ・ 幅員 ・ 道路橋示方書等基準類の準拠 ・ 100 年間の維持管理費が最大○○円以内 〔施工に関する事項〕 ・ 施工計画が適正であること
	上限値（最高得点を与える状態）	・ 契約日からアンダーパス供用までの施工日数の目標値が△△日	・ 100 年間の維持管理費の目標値が▽▽円
技術提案を求める範囲		・ 目的物の構造形式 ・ 構造の成立性の検証方法 ・ 温度応力や配合等、コンクリートのひびわれ抑制対策 ・ 施工中の騒音、振動、粉塵の抑制対策 ・ 現道の交通について、安全性を確保するための対策 ・ 上記項目の施工計画	・ 目的物の構造形式 ・ デザイン ・ 構造の成立性の検証方法 ・ 維持管理を容易とするための提案 ・ 施工中の溶接部等の品質検査方法 ・ 上記項目の施工計画
施工条件		・ 交通規制時間 ・ 規制時幅員、確保車線 ・ 施工時間帯	・ 搬入道路 ・ 施工時間帯

２）発注者の要求事項

Ａ．設計数量の提出

発注者は競争参加者に対し、当該技術提案を作成した際の基礎となっている設計数量について、積算体系に沿った工種、種別、細別及び規格に対応させた数量を記入した数量総括表及び内訳書の提出を求める。数量総括表及び内訳書のイメージを次頁に示す。

なお、設計数量の提出を求める範囲は、積算体系上、ＡＩ型及びＡⅡ型は直接工事費及び共通仮設費の積上げ計算に必要な数量を基本とし、ＡⅢ型はそれらのうち技術提案を求める部分のみとする。具体例を以下に示す。

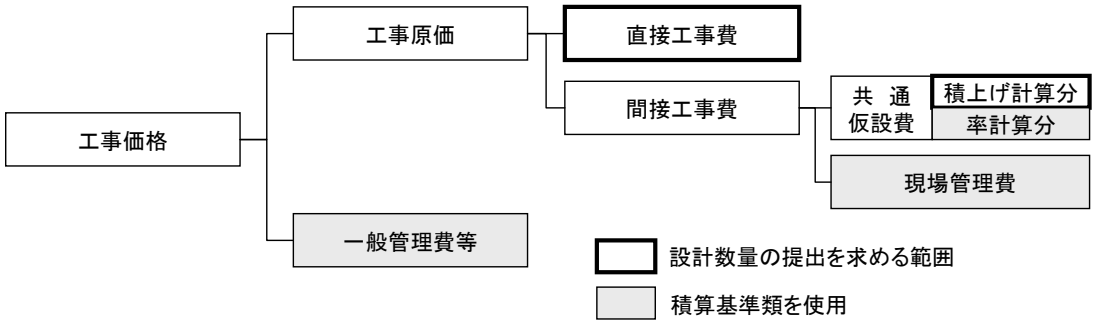

設計数量の提出を求める範囲

設計数量の提出を求める範囲の例（橋梁工事の場合）

工種等	種別等	ＡＩ・ＡⅡ型 【設計・施工一括発注方式による橋梁工事（下部工・上部工）の例】	ＡⅢ型 【橋梁上部工工事において現道作業期間の短縮を図る提案を求める例】
下部工	土　工	○	－
	橋台工	○	－
	橋脚工	○	－
	基礎工	○	－
上部工	橋体工（製作・運搬含む）	○	△
	架設工	○	△
	支承工	○	△
	床版工	○	△
	伸縮装置	○	△
仮設工（仮設道路等）		○	△
共通仮設費	積上げ計算分	○	△
	率計算分	－	－

○：設計数量の提出を求める。

△：競争参加者の判断により、標準案から変更する場合に必要となる設計数量を提出する。

－：設計数量の提出を求めない。

B．見積の提出

発注者が予定価格を算定する際に単価表等の見積が必要な場合には、見積の提出を要請する。競争参加者は、改善された技術提案の審査を経て、要請された見積を提出する。

ＡＩ型及びＡⅡ型における数量総括表と内訳書のイメージ

数 量 総 括 表

工事区分	工種	種別	細別	規格			
コンクリート橋上部							
	コンクリート主桁製作工						
		ﾎﾟｽﾄﾃﾝｼｮﾝT桁製作					
			主桁製作				
			主桁製作設備		式	1	第○号内訳書
	コンクリート橋架設工				式	1	
			主桁架設	架設桁架設	式	1	第○号内訳書
共通仮設					式	1	
	共通仮設費	（積上げ分）			式	1	
		安全費			式	1	第○号内訳書
	共通仮設費	（率分）					

第○号　　主桁架設一式　数量内訳書

名称	規格	単位	数量	摘要
主桁架設		日	○．○○	
架設機械据付・解体		式	1	
軌道敷設・撤去		m	○．○○	
機械器具費		式	1	
アンカー工		個	○．○○	
計				

ＡⅢ型における数量総括表と内訳書のイメージ

数 量 総 括 表

工事区分	工種	種別	細別	規格			
コンクリート橋上部							
	コンクリート主桁製作工						
		ﾎﾟｽﾄﾃﾝｼｮﾝT桁製作					
			主桁製作				
			主桁製作設備				
	コンクリート橋架設工				式	1	
			主桁架設	架設桁架設	式	1	第○号内訳書
共通仮設					式	1	
	共通仮設費	（積上げ分）			式	1	
		安全費			式	1	第○号内訳書
	共通仮設費	（率分）					

第○号　　主桁架設一式　数量内訳書

名称	規格	単位	数量	摘要
主桁架設		日	○．○○	
架設機械据付・解体		式	1	
軌道敷設・撤去		m	○．○○	
機械器具費		式	1	
アンカー工		個	○．○○	
計				

Ｃ．留意事項

ａ．各種資料の提示

技術提案の作成に参考となる各種資料（地質調査結果、標準案を示す場合は設計業務報告書、図面等）を入札説明書に明示し、要請があれば競争参加者への閲覧等により示す。

また、当該工事に適用が考えられる発注者独自のアイデアや NETIS 等に公開されている技術がある場合には、あらかじめ入札説明書等に参考情報として提示する。

ｂ．技術提案書の分量

発注者は、技術提案を求める範囲を踏まえ、技術提案書の分量の目安を示すことにより、競争参加者に過度の負担をかけないよう努める。

ｃ．検討期間の確保

優れた技術提案の検討が可能となるように技術提案の作成に要する期間を十分に確保する。

ｄ．リスク分担の明示（設計・施工一括発注方式の場合）

契約時点での不確定要因（施工条件、地質条件等）を抽出し、契約時と状況が異なった場合に、発注者及び受注者のどちらの負担とするかを契約図書に明示する。

ｅ．設計の照査（設計・施工一括発注方式の場合）

設計・施工一括発注方式においては、詳細（実施）設計終了後の照査が品質の確保上重要であり、必要に応じて概略設計や予備（基本）設計を実施したコンサルタント等の活用を図る。

（２）自由提案の受け付け

発注者が指定した評価項目以外に､総合的なコストの縮減や工事目的物の性能･機能の向上、社会的要請への対応に関して、競争参加者からの提案が見込まれる場合にはこれらについての創意工夫等の自由提案を受け付け、加点項目として評価することが考えられる。

その場合は、あらかじめ入札公告や入札説明書において、自由提案の受け付けを認める旨、及び評価における扱い（例えば｢最大○点加算｣等）を明示することが必要となる。

（３）技術提案の審査

技術提案には新技術や新工法等が多く含まれ、専門的知識が必要となることが想定されるため、提案内容に応じて学識経験者、公的機関の研究所（例えば独立行政法人土木研究所、国土交通省各地方整備局等の技術事務所及び国土技術政策総合研究所等）の研究者等を活用し、審査体制の充実に努めるものとする。

１）発注者の要求事項の確認

発注者の要求事項に対し、技術提案の内容に要求要件や施工条件を満たさない事項がないか確認する。

２）技術提案の実現性、安全性等の確認

新技術・新工法については、NETIS 等の活用や、提案者への実績や試験データの請求等により情報収集に努め、技術提案の実現性、安全性等を確認する。

３）設計数量の確認

技術提案と併せて提出された数量総括表及び内訳書の内容について､以下の事項を確認する。

［確認事項の例］

・積算基準類における工事工種体系に沿っているか
・技術提案内容に応じた内訳となっているか
・工事目的物の仕様に基づく数量が計上されているか
・積算基準類に該当しない工種、種別、細別及び規格があるか　等

2-7-2　技術提案の改善（技術対話）

技術提案評価型Ａ型では、技術提案の内容の一部を改善することでより優れた技術提案となる場合や、一部の不備を解決できる場合には、発注者と競争参加者の技術対話を通じて発注者から技術提案の改善を求め、または競争参加者に改善を提案する機会を与えることができる（品確法第１３条）。この場合、技術提案の改善ができる旨を入札説明書等に明記することとする。入札説明書の記載例を以下に示す。

［入札説明書の記載例］
（　）技術提案書の改善
技術提案書の改善については下記のいずれかの場合によるものとする。
① 技術提案書の記載内容について、発注者が審査した上で（　）に示す期間内に改善を求め、提案者が応じた場合。
② 技術提案書の記載内容について、（　）に示す期間内に提案者が改善の提案を行った場合。
なお、改善された再技術提案書の提出内容は修正箇所のみでよいものとするが、発注者が必要に応じてする資料の提出の指示には応じなければならない。
また、本工事の契約後、技術提案の改善に係る過程について、その概要を公表するものとする。

（１）技術対話の実施

１）技術対話の範囲

技術対話の範囲は、技術提案及び技術提案に係る施工計画に関する事項とし、それ以外の項目については、原則として対話の対象としない。

２）技術対話の対象者

技術対話は、技術提案を提出したすべての競争参加者を対象に実施する。競争参加者間の公平性を確保するため、複数日に跨らずに実施することを基本とし、競争参加者が他者の競争参加を認知することのないよう十分留意する。

また、技術対話の対象者は、技術提案の内容を十分理解し、説明できるものとすることから複数でも可とする。ただし、提案者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある者に限るものとする。

３）技術対話の手順

競争参加者側から技術提案の概要説明を行った後、技術提案に対する確認、改善に関する対話を行うものとする。

なお、技術対話において他者の技術提案、参加者数等の他者に係る情報は一切提示しないものとする。

Ａ．技術提案の確認

競争参加者から技術提案の特徴や利点について概要説明を受け、施工上の課題認識や技術提案の不明点について質疑応答を行う。

Ｂ．発注者からの改善要請

技術提案の内容に要求要件や施工条件を満たさない事項がある場合には、技術対話において提案者の意図を確認した上で必要に応じて改善を要請し、技術提案の再提出を求める。要求要件や施工条件を満たさない事項があり、その改善がなされない場合には、発注者は当該競争参加者の競争参加資格がないものとして取り扱うものとする。

また、新技術・新工法の安全性等を確認するための資料が不足している場合には、追加資料の提出を求める。

なお、技術提案の改善を求める場合には、同様の技術提案をした者が複数あるにもかかわらず、特定の者だけに改善を求めるなど特定の者のみが有利となることのないようにすることが必要であることから、技術提案の改善を求める前に、あらかじめ各提案者に対し求める改善事項を整理し、公平性を保つよう努めるものとする。

C．自発的な技術提案の改善

発注者による改善要請だけでなく、競争参加者からの自発的な技術提案の改善を受け付けることとし、この旨を入札説明書等に明記する。

D．見積の提出要請

発注者は設計数量の確認結果に基づき、必要に応じて数量総括表における工種体系の見直しや単価表等の提出を競争参加者に求める。競争参加者に提出を求める単価表等は、発注者の積算基準類にないものに限ることとする。

４）文書による改善要請事項の提示

発注者は技術対話時または技術対話の終了後、競争参加者に対し速やかに改善要請事項を書面で提示するものとする。

（２）改善された技術提案の審査

予定価格算定の対象とする技術提案を選定するため、改善された技術提案を審査し、各競争参加者の技術評価点を算出する。

なお、技術提案評価型Ａ型では、技術提案の改善を行うことを基本とするが、工事内容に応じて改善が必要ないと認められる場合には、技術提案の改善を行わないことで手続きを簡素化することも可能とする。

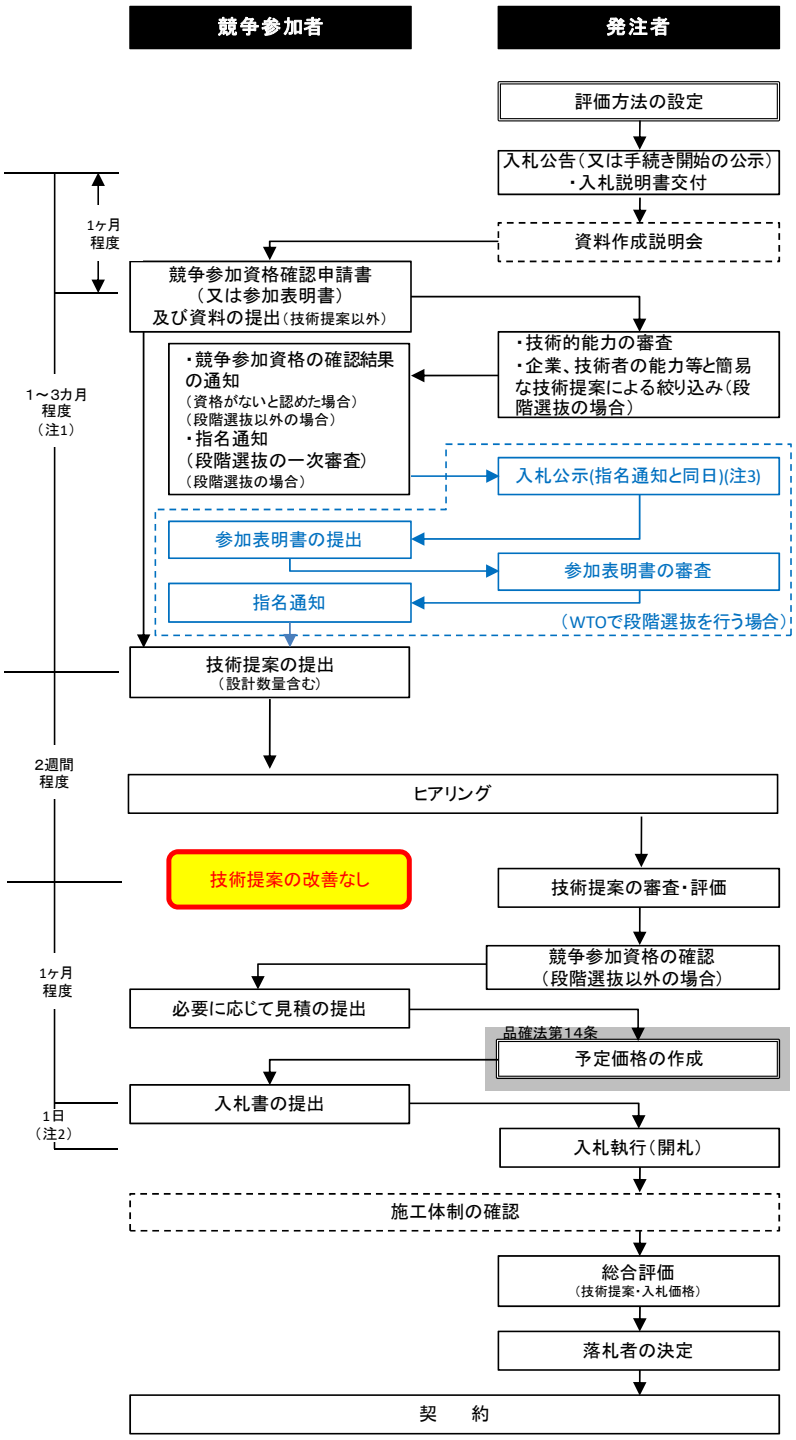

注1　ＡⅠ型及びＡⅡ型の場合は2～3ヶ月程度、ＡⅢ型の場合は1～2ヶ月程度を基本とする。なお、ＡⅢ型において技術提案の提出までの期間を1ヶ月程度とする場合には、申請書及び資料と同時に技術提案の提出を求めてもよい。

注2　日曜日、土曜日、祝日等を含まない。

注3　WTO で段階選抜を行う場合においては、「国の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令」（昭和 55 年政令第 300 号）第7条第1項の規定により、入札期日の前日から起算して少なくとも 40 日前に公示をしなければならないことに留意すること。

注　競争参加資格の確認結果の通知又は指名通知を行った後、競争参加資格がないと認めた理由又は非指名理由についての説明を求めることができるものとし、当該説明要求申立て期間（7 日）については日曜日、土曜日、祝日等を含まない。

技術提案評価型Ａ型の入札・契約手続フロー
（技術提案の改善を行わない場合）

2-7-3　予定価格の作成

競争参加者からの積極的な技術提案を引き出すため、新技術及び特殊な施工方法等の高度な技術又は優れた工夫を含む技術提案を求めた場合には、経済性に配慮しつつ、各々の提案とそれに要する費用が適切であるかを審査し、最も優れた提案を採用できるよう予定価格を作成することができる（品確法第１４条）。

技術提案評価型Ａ型においては、競争参加者から発注者の積算基準類にない新技術・新工法等が提案されることが考えられるため、競争参加者からの技術提案をもとに予定価格を定めることができる。

予定価格は、結果として最も優れた提案を採用できるように作成する必要があり、各技術提案の内容を部分的に組み合わせるのではなく、一つの優れた技術提案全体を採用できるように作成するものとする。

なお、競争に参加する者からの技術提案の審査の結果を踏まえ予定価格を作成する可能性がある場合には、その旨を入札説明書等にて明示し、すべての競争参加者に周知しなければならない。

〔入札説明書における記載例〕
（　）予定価格算定時における施工計画の活用方法
発注者は、技術提案書における施工計画の範囲については、審査の結果を踏まえて、予定価格を作成する上で適切な計画を活用して予定価格を算定するものとする。なお、適切な施工計画の選定に当たっては、各社の計画の部分的な内容の組合せは行わないものとする。

（１）予定価格の算定方法選定の考え方

競争参加者から再提出された技術提案の技術評価点と、当該技術提案を実施するために必要な設計数量等をもとに算定した価格（以下「見積価格」という。）に基づき、予定価格の算定方法を選定する。予定価格の算定方法は以下の４つの方法が考えられる。

①評価値の最も高い技術提案に基づく価格を予定価格とする。
②技術評価点の最も高い技術提案に基づく価格を予定価格とする。
③見積価格の最も高い技術提案に基づく価格を予定価格とする。
④技術評価点の最も高い技術提案が評価値も最も高くなる価格（最も高い技術評価点を最も高い評価値で除して得られた値）を予定価格とする。

これらのうち、結果として最も優れた技術提案を採用できるように、②技術評価点の最も高い技術提案に基づき予定価格を算定することを基本とする。ただし、工事内容や評価項目、評価結果等によっては学識経験者の意見を踏まえた上で他の方法を採用してもよい。

なお、予定価格の算定方法を選定する際の見積価格については、提出された設計数量等をそのまま使用するものとするが、予定価格を算定する際には「（２）1）設計数量等の確認」により競争参加者が提出した数量等を精査した上で使用する必要があることに留意する。

予定価格の算定方法選定の考え方

予定価格の算定方法	長　　所	短　　所
①評価値の最も高い技術提案に基づく価格〔図中のＢ〕	●ＶＦＭの考え方に則っており、予定価格の意味合いが明確。	●Ｂの見積価格が安い場合には落札者が限定される可能性が高く、最終的に評価値の高い提案を採用できないことがあり得る。
②技術評価点の最も高い技術提案に基づく価格〔図中のＥ〕	●技術的に最も優れた技術提案が排除されない。 ●入札時点での競争性が確保される可能性が高い。	●評価値の最も高い提案に比べて評価値が低く、その分価格が割高となっている。
③見積価格の最も高い技術提案に基づく価格〔図中のＤ〕	●予定価格を上回る入札が行われる可能性が低い。 ●入札時点での競争性が確保される。	●評価値の最も高い提案に比べて評価値が低く、その分価格が割高となっている。
④技術評価点の最も高い技術提案が評価値も最も高くなる価格〔図中のＥ’〕	●技術的に最も優れた技術提案を採用できる可能性がある。 ●ＶＦＭの考え方に則っており、割高な予定価格となることを防止できる。	●予定価格に対応する工事内容が存在せず、仮想的な予定価格になる。

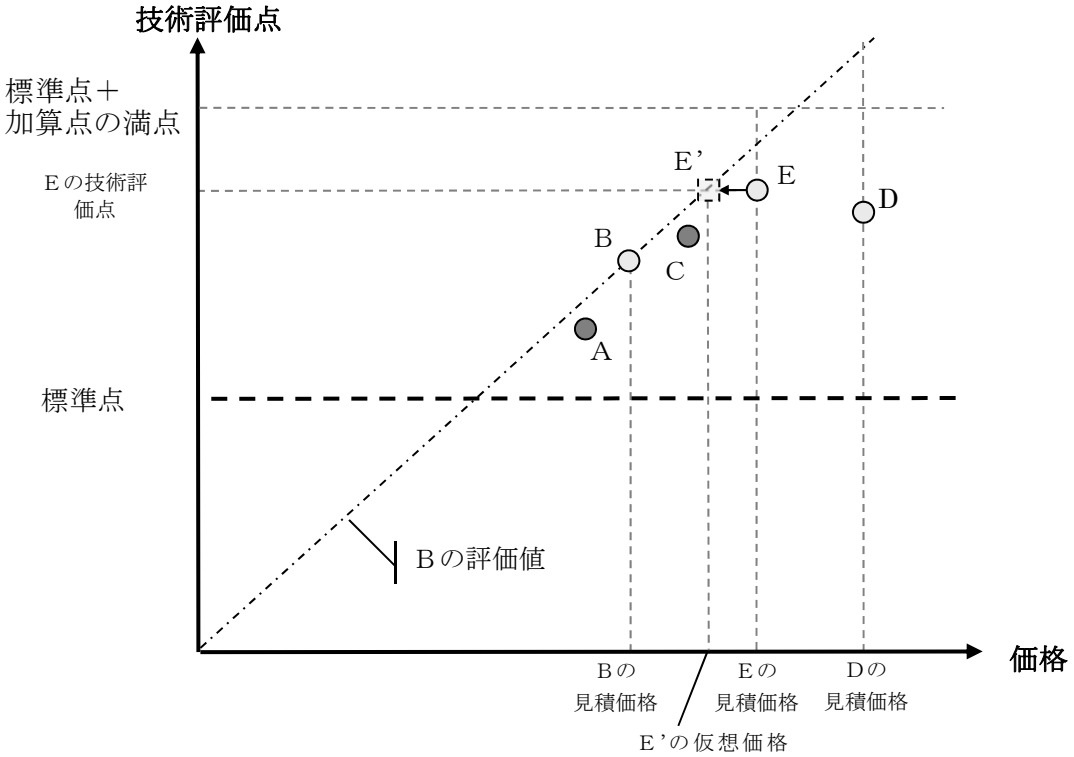

予定価格の算定方法選定のイメージ

（２）予定価格の作成

予定価格については発注者としての説明責任を有していることに留意し、学識経験者への意見聴取結果を踏まえて定める。

１）設計数量等の確認

予定価格算定の対象となった技術提案を実施するために必要となる設計数量等(数量総括表、内訳書、単価表等）の内容について確認を行い、積算基準類に該当する歩掛や単価がない場合には、過去の同種・類似事例を参考にそれらの妥当性を確認し、必要に応じて市場の実勢調査を行う。市場の実勢調査に基づいた歩掛や単価を当該工事に適用する場合、積算基準類の策定担当部局と調整を図る必要がある。

なお、各社固有の特殊工法等については、歩掛や単価まで分解せずに工法全体の見積の妥当性を確認する。

２）予定価格の算定

設計数量等の確認の結果を踏まえ、次に掲げる積算基準類により予定価格を算定する。

- 土木請負工事工事費積算要領
- 土木請負工事工事費積算基準
- 土木工事標準歩掛
- 請負工事機械経費積算要領
- 共通仮設費算定基準　等

Ａ．歩掛

歩掛については、標準歩掛や新技術活用支援施策におけるパイロット歩掛を使用する。

ただし、工期の短縮を技術提案で求めている場合等、標準歩掛等が無い場合や標準的な施工でない場合は、技術提案や特別調査の歩掛を参考に決定する。

Ｂ．労務単価、資材単価、機械経費

設計単価（労務単価、資材単価、機械経費）については、積算基準類により設定する。

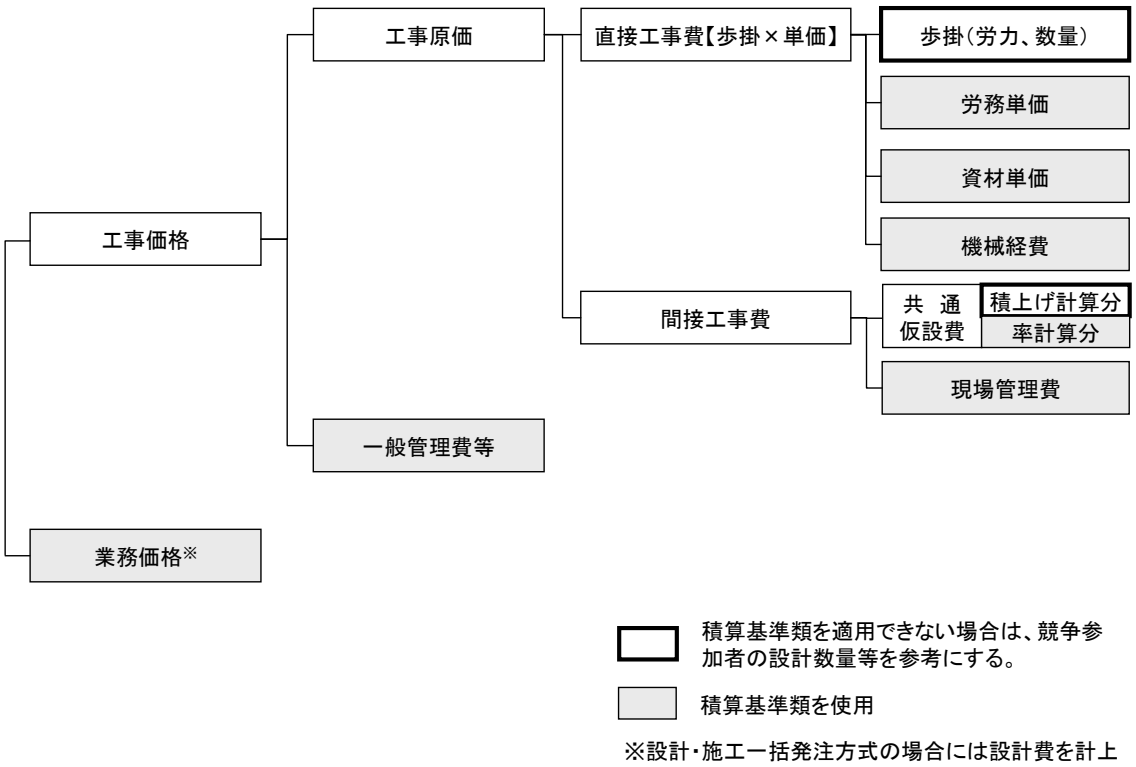

予定価格算定における競争参加者の数量等の使用範囲

第〇号　　架設機械据付・解体1式当たり内訳書						
名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
橋梁世話役		人	○○	○○，○○○	○○，○○○	○人/日×○日＝○○人
橋梁特殊工		人	○○	○○，○○○	○○，○○○	○人/日×○日＝○○人
普通作業員		人	○○	○○，○○○	○○，○○○	○人/日×○日＝○○人
トラッククレーン賃料	油圧式○t吊	日	○．○	○○，○○○	○○，○○○	
諸雑費		式	1		○○○	端数整理
計					○○，○○○	

第〇号　　安全費（積上げ分）一式内訳書						
名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
交通誘導員		人	○○	○○，○○○	○○，○○○	○人/日×○日＝○○人
計					○○，○○○	

：積算基準類を適用できない場合は、競争参加者の数量等を参考にする。

：積算基準類を使用。

競争参加者の数量等を使用した予定価格算定の例

３）学識経験者の意見聴取

高度技術提案型において、競争参加者からの技術提案を基に作成する予定価格の妥当性を確保するため、技術提案の審査にあたっては、中立かつ公正な立場から判断できる学識経験者の意見を聴く必要がある（品確法第１４条）。

Ａ．意見聴取の方法

学識経験者への意見聴取の時期は、技術対話後、入札前を基本とし、予定価格情報の管理の観点から、意見を聴く学識経験者の数は必要最小限とするとともに、その匿名性や守秘義務の確保、及び資料の管理等について十分留意する。

Ｂ．意見聴取の内容

学識経験者の意見聴取は、予定価格の積算額ではなく、予定価格の作成方法や考え方等について意見を聴くものとする。

なお、意見聴取した結果に基づき作成した予定価格については、発注者が妥当性の説明責任をもって決定することに留意する。

（３）低価格入札への対応

現在の課題として、結果として最も優れた技術提案を採用できるように、技術評価点の最も高い技術提案に基づき予定価格を算定し、調査基準価格を設定しているが、その一方で、競争参加者は各々の提案に基づき入札してくるため、調査基準価格が実質的な意味をなしていない状況となっている。

このため、技術提案評価型Ａ型については、競争参加者から提出される見積に基づき、競争参加者ごとに予定価格・調査基準価格を設定することについて、既存法令との関係を踏まえ、今後の検討課題とする。

当面、技術提案評価型Ａ型については、品質確保の実効性及び施工体制確保の確実性の観点から、施工体制確認型総合評価落札方式を試行する。

この際、技術提案に基づき予定価格を作成する工事における施工体制確認の基準価格については、予定価格に見積を採用された者については、従来の低入札価格調査基準価格を基準価格とし、それ以外の者については、その者の見積を基に低入札価格調査基準価格に相当する価格を算定し、基準価格とする。

また、技術提案と併せて提出された設計数量や、必要に応じて求めた単価表等に基づき積算した価格が入札時の内訳書と異なる場合は、理由の説明を求め、物価の変動等特別の理由がない限り当該技術提案を認めず、入札を無効とすることを基本とする。

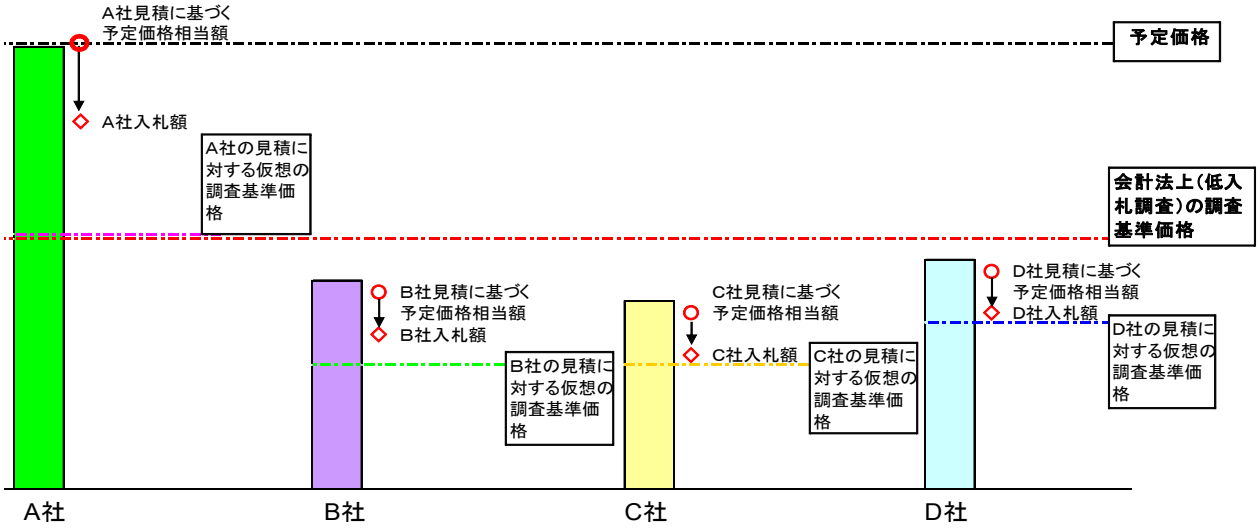

施工体制確認の際の調査基準価格の算定イメージ

３．総合評価の方法

国土交通省直轄工事における総合評価落札方式の落札者の決定方法は、大蔵大臣（現財務大臣）との包括協議の結果として、「工事に関する入札に係る総合評価落札方式について」（平成１２年３月２７日付け建設省会発第１７２号）及び「工事に関する入札に係る総合評価落札方式の標準ガイドライン」(「総合評価落札方式の実施について」(平成１２年９月２０日付け建設省厚契発第３０号)の別紙）にその原則が定められている。また、総合評価管理費を計上しない現行の評価方法については、「工事に関する入札に係る総合評価落札方式の性能等の評価方法について」（平成１４年６月１３日付け国地契第１２号、国官技第５８号、国営計第３３号）に定められており、本ガイドラインにおいては、これらの規定に基づき、その具体的な評価の考え方を記載する。

3-1　評価値の算出方法

施工能力評価型、技術提案評価型のいずれの総合評価落札方式においても、総合評価による落札者の決定は、入札価格が予定価格の制限の範囲内にあるもののうち、評価値が基準評価値以上で最も高い者を落札者とする。評価値の算出方法としては、国土交通省においては除算方式を採用している。

$$\text{評価値} = \frac{\text{技術評価点}}{\text{入札価格}} = \frac{\text{標準点} + \text{加算点} + \text{施工体制評価点}}{\text{入札価格}}$$

- 評価値：総合評価方式の場合の落札者を決定するための数値であり、技術評価点を入札価格で除した数値を“評価値”という。
- 技術評価点：工事目的物の性能等の評価点数であり、標準点（１００点）に加算点を加えた点を“技術評価点”（技術評価点＝標準点＋加算点）という。
  なお、施工体制確認型の場合は、
  技術評価点＝標準点＋施工体制評価点＋加算点となる。
- 標準点：競争参加者の技術提案が、発注者が示す最低限の要求要件を満たした場合に１００点を付与する。
- 加算点：得点の合計を“加算点”という。
- 施工体制評価点：施工体制確認型を付して行う場合、入札説明書等に記載された要求要件を実現できるかどうかを審査・評価し、その確実性に応じて付与される点数。
  品質確保の体制を審査要素として加味する。最大３０点。(内訳、品質確保の実効性：１５点、施工体制確保の確実性：１５点)
- 基準評価点：標準点（１００点）を予定価格で除した数値を“基準評価値”という。

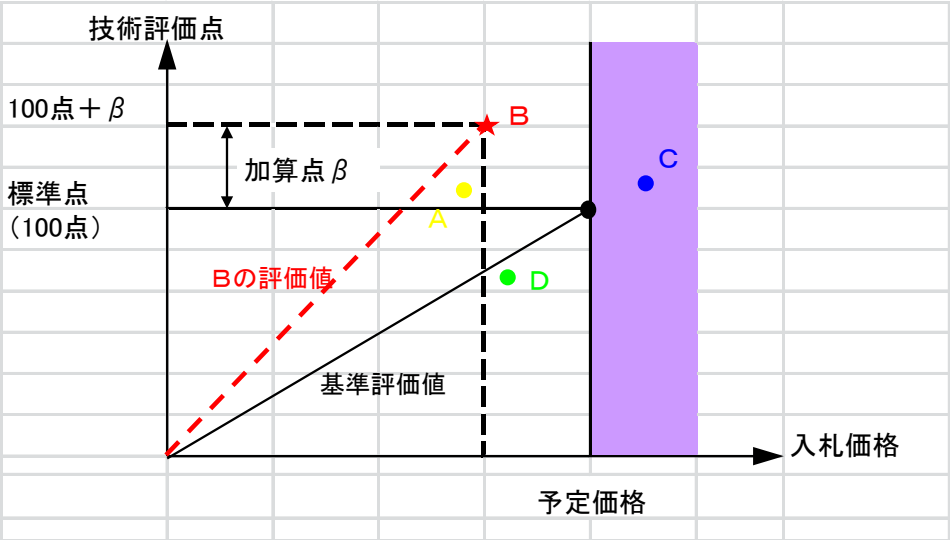

総合評価方式の評価値算出のイメージ

3-2　加算方式及び除算方式の特徴

評価値の算出方法の基本的な考え方としては、加算方式と除算方式がある。現在国土交通省の総合評価落札方式においては、財務省との包括協議により、評価値の算出方法として除算方式を採用しているが、加算方式による評価値の算定は、上記の包括協議の範囲を逸脱することから、その採用にあたっては事前に財務省との個別案件毎の協議を行う必要があることに留意する必要がある。

加算方式における評価値は、価格のみの競争では品質の低下が懸念される場合に、施工の確実性を実現する技術力を評価し加味する指標であるといえ、工事品質の確保を図る場合などに適用が考えられる方式である。一方、除算方式における評価値は、ＶＦＭ（Value for Money）の考え方によるものであり、価格あたりの工事品質を表す指標であるため、技術提案により工事品質のより一層の向上を図る場合などに適用が考えられる方式である。

ただし、除算方式は技術評価点を入札価格で除するため、入札価格が低いほど評価値が累加的に大きくなる傾向があるのに対し、加算方式は技術評価点と価格評価点をそれぞれ独立して評価するため、技術力競争を促進することができると考えられ、極端な低価格による入札が頻発している現況においては加算方式の適用を図ることも考えられる。なお、加算方式の適用については、今後の実施状況を踏まえ、引き続き検討が必要である。

いずれの方式においても、技術評価点については、各発注者が工事特性（工事内容、規模、要求要件等）に応じて適切に設定することが重要である。加算方式において価格評価点に対する技術評価点の割合が適切に設定されない場合や、除算方式において標準点と加算点のバランスが適切に設定されない場合には、工事の品質が十分に評価されない結果となることに留意する必要がある。

（１）　加算方式

①　評価値の算出方法

評価値 ＝ 価格評価点 ＋ 技術評価点

②　価格評価点の算出方法の例

・ Ａ×（１－入札価格／予定価格）

この場合、入札価格が低いほど価格評価点が比例して高くなることから低価格入札を助長する恐れがある。例えば、次式のように入札価格が調査基準価格以下の場合には係数を乗じ、入札価格の低下に応じた価格評価点の増分を低減させる等の方法も考えられる。

・ Ａ×｛（１－調査基準価格／予定価格）
　　＋α×（調査基準価格－入札価格）／予定価格｝（α＜１とする。）

③　技術評価点の設定の考え方

・ 価格評価点に対する技術評価点の割合は工事特性に応じて適切に設定する。

④　特徴

・ 価格のみの競争では品質不良や施工不良といったリスクの増大が懸念される場合に、施工の確実性を実現する技術力を評価することでこれらのリスクを低減し、工事品質の確保を図る観点から、価格に技術力を加味する指標。
・ 加算方式は、得点率、入札率の項が独立しており、それぞれに対して評価値が一次的に変化する特徴を有している。
・ したがって、加算方式では工事の難易度、規模等に応じて価格と技術の配点を適切に設定することにより、品質向上（得点率の向上）と施工コスト縮減（入札率の低下）のバランスがとれた応札が期待できる。

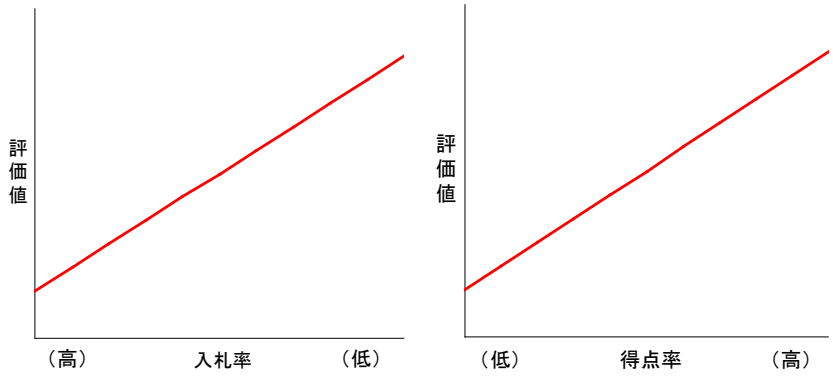

加算方式の評価値

（２）除算方式

①　評価値の算出方法

$$評価値 = \frac{技術評価点}{入札価格} = \frac{標準点 + 加算点 + 施工体制評価点}{入札価格}$$

②　技術評価点の設定の考え方

- 標準点：競争参加者の技術提案が、発注者が示す最低限の要求要件を満たした場合に１００点を付与する。
- 加算点が小さい場合には価格の要素に大きく影響を受けて最高評価値が決まることから、価格と品質が総合的に優れた工事の調達を実現するため、加算点を拡大し設定することが望ましい。
- 施工体制評価点：入札説明書等に記載された要求要件を実現できるかどうかを審査・評価し、その確実性に応じて付与される点数。

③　特徴

- ＶＦＭの考え方によるものであり、技術提案により工事品質のより一層の向上を図る観点から、価格あたりの工事品質を表す指標。
- 除算方式は、得点率を上げても評価値は一次的にしか増加しない一方で、入札率を下げると評価値は累加的に増加する特徴がある。
- したがって、除算方式では得点率を上げるよりも入札率を下げる方が高い評価値を得やすいため、競争参加者は品質向上（得点率の向上）よりも、施工コストを下げる技術開発またはダンピングによる応札（入札率の低下）を行う傾向が強くなる。

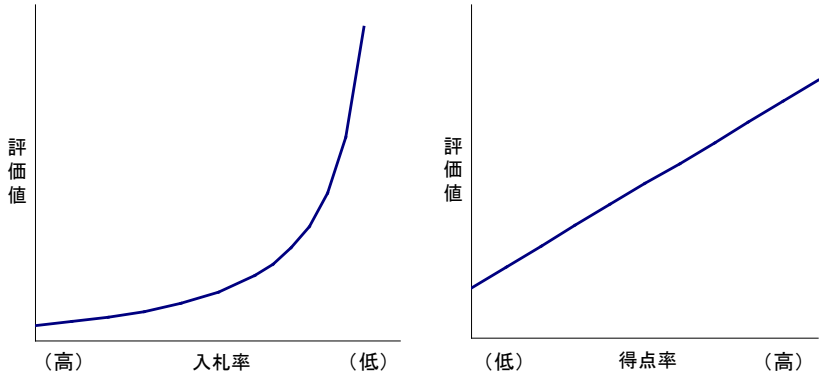

除算方式の評価値

3-3　技術評価点の算出方法

（１）評価項目ごとの評価基準

評価項目ごとの評価基準については､｢工事に関する入札に係る総合評価落札方式の性能等の評価方法について｣（平成１４年６月１３日付け国地契第１２号、国官技第５８号、国営計第３３号）に従い、評価項目の特性を踏まえ、次の１）による定量的な評価基準、または下記２)、３）のいずれかによる定性的な評価基準を設ける。

１）数値方式

評価項目の性能等の数値により点数を付与する方式。

この場合、標準的には、提示された最高の性能等の数値に得点配分に応じた満点を、最低限の要求要件を満たす性能等の数値に０点を付与する。また、その他の入札参加者が提示した性能等については、それぞれの性能等の数値に応じ按分した点数を付与するものとする。

２）判定方式

数値化が困難な評価項目の性能等に関して､２段階､３段階等の階層とその判定基準を設け、入札参加者ごとの提案内容が該当する階層を判定し、それに応じた点数を付与する方式。

この場合、例えば３階層（優／良／可）による判定では、標準的には、優に該当するものには満点、良に該当するものにはその５０％、可は０点を付与するものとする。

なお、入札参加者の技術力が適切に得点に反映されるように、評価項目ごとに階層数やその判定基準を設定することが重要となる。

３）順位方式

数値化が困難な評価項目の性能等に関して、提案内容を順位付けし、順位に対応した点数を付与する方式。

この場合、標準的には、入札参加者の最上位者に満点、最下位者に０点を付与し、中間の者には均等に按分した点数を付与するものとする。

なお、この方式では、各入札参加者の性能等の分布により、得点の付与が過大または過小となる場合があるため、使用にあたっては十分な留意が必要である。

（２）技術評価点の算出方法

評価項目ごとに算定された評価結果から技術評価点（除算方式の場合には加算点）を算出するにあたって、施工能力評価型、技術提案評価型Ｓ型については、素点計上方式により技術評価点を算出することとする。また、技術提案評価型Ａ型については、民間の高い技術力を有効に活用するという観点から、最も優れた提案に加算点の満点を付与し、それ以外の提案より 20 点程度優位に評価することを基本とする。ただし、技術提案が同程度に優れた者が複数いる場合は、この限りではない。

技術評価点の算定方法

	概　要	長　所	短　所
素点計上方式	各評価項目の得点（素点）の合計点を技術評価点とする方式。	得点差をそのまま技術力評価の差とすることができる。 加算点の価値は、競争参加者の技術力によらず不変である。	競争参加者間における技術力評価に差がつきにくい。
一位満点方式	各評価項目の得点（素点）の合計点が最高点の競争参加者に技術評価点の満点、その他の競争参加者には得点の合計点に応じて按分して技術評価を与える方式。	技術力が高い競争参加者を優位に評価することができる。	全体的に低得点の場合に、最高得点者を過大評価する可能性がある。 競争参加者の技術力により加算点の価値が変動する。
一位満点・最下位０点方式	各評価項目の得点の合計点が最高点の競争参加者に技術評価点の満点、最低点の競争参加者には０点、その他の競争参加者には得点の合計点に応じて按分して技術評価を与える方式。	技術力が高い競争参加者をより優位に評価することができる。	上記に加え、全体的に高得点の場合に、最低得点者を過小評価する可能性がある。 競争参加者の技術力により加算点の価値が変動する。

４．総合評価落札方式の結果の公表・通知

4-1　評価結果の公表

発注者は入札・契約手続の透明性・公平性を確保するため、入札の評価に関する基準及び落札者の決定方法等については、あらかじめ入札説明書等において明らかにする。また、「工事における入札及び契約の過程並びに契約の内容等に係る情報の公表について」(平成１３年３月３０日付け国官会第１４２９号、国地契第２６号）に基づき、総合評価における落札結果及び技術力評価の結果等については、契約後早期に公表する。

（１）手続開始時

総合評価落札方式の適用工事では、入札説明書等において以下の事項を明記する。

① 総合評価落札方式の適用の旨

② 競争参加資格（段階選抜方式を試行的に実施する場合は、指名されるために必要な要件（入札参加者に要求される資格、入札参加者を選定するための基準)）

③ 入札の評価に関する基準

- 評価項目
- 評価基準
- 評価項目ごとの評価基準
- 評価項目ごとの最低限の要求要件及び上限値
- 得点配分

④ 総合評価の方法及び落札者の決定方法

（２）落札者決定後

総合評価落札方式を適用した工事において落札者を決定した場合は、契約後速やかに以下の事項を公表する。

①業者名

②各業者の入札価格

③各業者の価格評価点（加算方式の場合）

④各業者の技術評価点

⑤各業者の評価値

⑥技術提案の改善過程（技術提案評価型Ａ型の場合）

通常は、①②④⑤として、入札調書を公表する。また、各入札参加者の各提案項目の評価点内訳（技術資料等の審査表）を速やかに公表する。

なお、施工体制に係る加算点の見直しがあった場合は、見直し結果（施工体制に係る加算点等の見直し結果）あわせて公表するものとする。

注：入札結果については、入札調書の摘要覧に必ず記載するものとし、辞退、無効等の取扱いは次の通りとする。

- 辞退：入札を行わなかった者。
- 無効：入札は行ったが、施工体制確認により不合格となった者及び資料を提出しなかった者。
- 工事費内訳書で無効とされた者。
- 配置予定技術者を重複申請し、他の工事を落札したことにより配置できなくなった者で申請があった者。

段階選抜方式を適用した工事の一次審査の結果については、公平性の確保及び競争参加者の技術力向上の観点から、落札決定後に技術力評価結果として公表するものとする。

技術提案評価型Ａ型においては、技術対話における公平性、透明性を確保するため、契約締結後速やかに評価結果とともに、⑥の技術提案の改善に係る過程の概要を公表する必要がある（品確法第１３条）。

改善過程の公表内容としては、各競争参加者に対する発注者からの改善要請事項の概要、各者の再提出における改善状況の概要を基本とし、各競争参加者の提案の具体的内容に係る部分は公表しないものとする。また、競争参加者の知的財産を保護する観点から、各者の了解を得た上で公表するものとする。

具体的に下表に示す技術提案内容と改善内容に対し､改善過程の公表イメージを次ページに示す。

表 4-3 技術提案の改善過程の具体例

技術提案の内容	橋梁の架設工法である〇〇工法を使用することにより、交通規制時間を短くする。〇〇工法は、ブラケットを折りたたんだ状態で鋼桁を運搬し、移動多軸台車上で組み立て、設置箇所まで運搬。鋼桁をリフトアップし、橋脚柱を接合する。鋼桁のジャッキダウン後に鋼桁の接合等を行い、ブラケットを展開する。また、鋼桁と橋脚柱の接合は現場溶接により行う。橋台の基礎としては鋼管杭を使用し、下部工は△△工法を採用する。
改善の内容	〔発注者からの指摘事項〕 ･施工ヤード：当初想定していた場所と異なる位置の提案がなされたが、今後予定される近接工事の影響で使用できない位置であったため、位置の変更を要請。 ・提案工法の安全性の確認：〇〇工法の施工手順の詳細資料を要請。 〔自発的な改善事項〕 ・下部工の接合方法の代替工法の提案：現場溶接より、ハイテンボルトを採用することによりコスト縮減と工期短縮が見込まれる。

4-4 技術提案の改善過程の公表イメージ

工事件名	○○○高架橋工事
事務所名	△△国道事務所
入札公告	年　　月　　日
技術提案の提出	年　　月　　日
技術対話	年　　月　　日
技寿提案の再提出	年　　月　　日

【技術提案の改善に係る過程の概要】

項　　目	□□□社		☆☆☆社		△△△社	
	発注者からの改善要請事項	競争参加者の改善状況	発注者からの改善要請事項	競争参加者の改善状況	発注者からの改善要請事項	競争参加者の改善状況
基礎工	施工ヤード位置の変更	指摘に基づき改善				
架設工法	安全性確認のため○○工法の作業手順書の提出を要請	作業手順書の資料を提出				
下部工　接合方法		下部工の接合方法である現場溶接の代替工法としてハイテンボルトに自発的に改善				

（３）苦情及び説明要求等への的確な対応

総合評価の審査結果については、競争参加者からの苦情等に適切に対応できるように評価項目ごとに評価の結果及びその理由を記録しておく。

4-2　技術提案等の採否に関する詳細な通知

（１）技術提案の採否の通知

技術提案等の採否に関する通知は、「総合評価落札方式の実施に伴う手続について」（平成１２年９月２０日付け建設省厚契発第３２号、建設省技調発第１４７号、建設省営計発第１３２号）、「総合評価落札方式における技術提案等の採否に関する詳細な通知の実施について」（平成２２年４月９日付け国地契第２号、国官技第９号、国営計第５号）に基づき適切に実施することとする。

（２）技術提案の評価結果の通知

技術提案評価型Ｓ型を対象として、支出負担行為担当官及び分任支出負担行為担当官は、各入札参加者から提出された技術提案のうち、加算点を付与する対象となる項目、加算点を付与する対象とならない項目（提案項目又は標準施工のいずれかを選択）、加算点を付与する対象とならない項目（提案項目又は標準施工のいずれかを選択。但し、提案項目で施工する場合は要協議）、及び技術提案として適正と認められない項目（実施してはならない）を競争参加資格の確認の通知時に行う技術提案等の採否の通知と合わせて、当該技術提案等を提出した入札参加者に対し、通知することとする。

＜入札結果の公表例＞ 公表済み

業者名	入札価格	評価点	評価値	備考
A社	¥340,000,000	155	45.588	
B社	¥336,000,000	172	51.190	
C社	¥332,000,000	158	47.590	
D社	¥333,000,000	174	52.252	落札
….				

評価点の内訳								
	評価点				施工体制評価点			
標準点	施工計画（周辺環境に配慮した具体的な施工計画について	企業の施工能力	企業の信頼性・社会性	小計	品質確保の実効性	施工体制確保の確実性	小計	合計
100	15	8	2	25	15	15	30	155
100	30	10	2	42	15	15	30	172
100	15	11	2	28	15	15	30	158
100	30	14	0	44	15	15	30	174

【具体的な評価内容の通知例】 新規

【凡例】○：加点対象として評価する
－：加点対象として評価しない

技術提案	評価の内容
・工事搬入路の県道は生活道路として歩行者等の利用が多いため、周辺地区に対し、リーフレットを作成して工事説明を行う	－
・工事区域は水田や河川、用水路に隣接している事から地盤改良区域周辺に土堰堤を設置する	○
・本工事の地盤改良工では、プラント設備の洗浄等による余水の集水との再利用を行う	－
・ミキサーへのセメント投入による粉塵の飛散防止のため、プラント設備をシートにて仮囲いする	○
・地盤改良においてはセメント搬入車の出入りに際して、工事区域出入口に高圧洗浄機を設置し、タイヤ洗浄を行う	○

技術提案の評価結果の通知

（３）問い合わせ窓口の設置

技術提案等の採否の通知等に関する問い合わせに対応するための窓口を設置している。

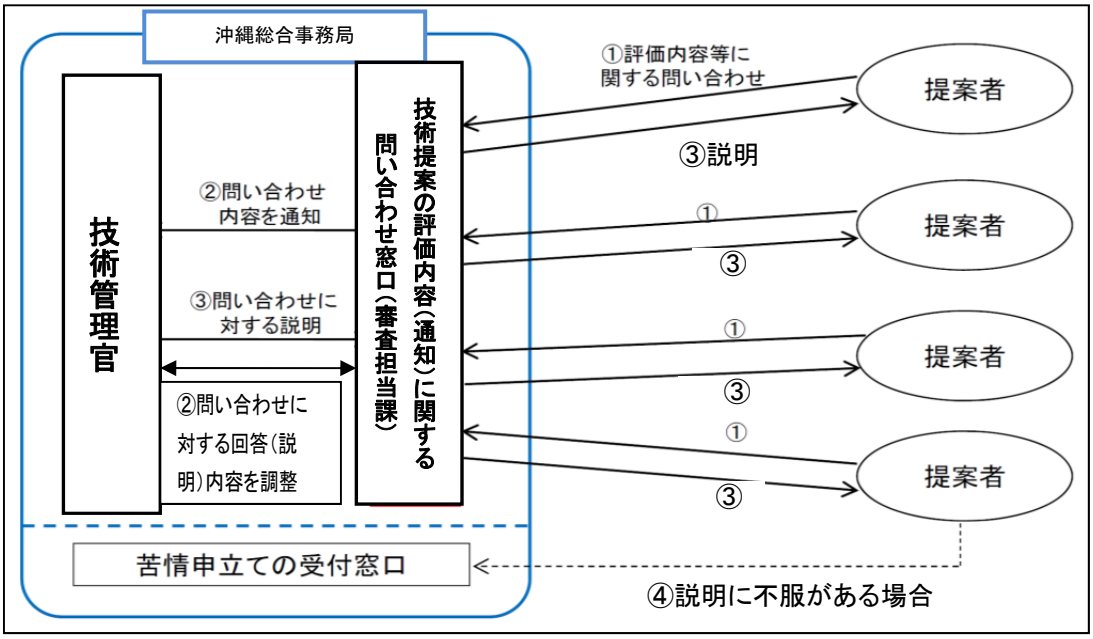

4-3　中立かつ公正な審査・評価の確保

総合評価落札方式の適用にあたっては、発注者の恣意を排除し、中立かつ公正な審査・評価を行うことが重要である。このため、「総合評価方式及びプロポーザル方式における技術提案の審査に関する体制について」（平成１８年７月１１日付け国官総第２６３号、国官会第４９５号、国地契第３８号、国官技第９２号、国営計第５４号）に基づき、本局に沖縄総合事務局開発建設部総合評価審査委員会を設置している。

（１）技術提案の審査及び評価

技術提案の審査・評価は、次の各委員会等により行うものとする。

１）技術審査会

① 施工能力評価型、施工計画重視型、チャレンジ型の評価項目の設定及び審査・評価を行う。

② 技術提案評価型Ｓ型の技術提案（定量評価のみ）の事前審査・評価を行う。

③ 技術提案評価型（技術提案評価型（Ｓ型）、技術提案評価型Ａ型）の事前審査を行う。

④ 契約後 VE 方式における技術提案の事前審査・評価を行う。

２）総合評価審査委員会

① 学識経験者２名程度を含めた総合評価審査委員会により行う審査。
なお、学識経験者は本局で委嘱するものとし、分任官分も含めて局で一括して審査するものとする。

② 開発建設部（分任官分含む）における総合評価方式の基本的な考え方（運用方針）について審査決定する。

総合評価方式の審査・評価所掌一覧表

総合評価方式	施工能力評価型、施工計画重視型、チャレンジ型		技術提案評価型（Ｓ型）				技術提案評価型Ａ型	
事項／委員会等	評価項目、評価基準の設定	技術資料等の審査・評価	評価項目、評価基準の設定		技術資料等の審査・評価		評価項目、評価基準の設定	技術資料等の審査・評価
			定量評価	定性評価	定量評価	定性評価		
技術審査会	◎	◎	△	△	◎	△	△	△
総合評価審査委員会	○	○	◎	◎	◎	◎	◎	◎

注：◎は全て審査
　　○は抽出審査
　　△は総合評価審査委員会にはかる前の事前審査

4-4　入札及び契約過程に関する苦情処理

沖縄総合事務局開発建設部（建設系）においては、公正な競争の促進、透明性の確保の観点から、苦情申立てに対し、発注者として先ず入札・契約の過程について適切に説明するとともに、さらに不服（再苦情）のある者については、「入札監視委員会」（※）による審議を経て回答することとし公正に不服を処理することとしている。

※学識経験者等からなる第三者機関であり、次に掲げる事務を行う。

- 入札・契約手続の運用状況についての報告を受けること。
- 一般競争参加資格の設定の理由等についての審議を行い、意見の具申又は勧告を行うこと。
- 入札・契約手続に係る再苦情処理について審議を行い、報告を行うこと。

総合評価落札方式による入札及び契約過程に関する苦情処理については、「工事等における入札･契約の過程に係る苦情処理の手続について」（平成１３年５月３１日付け府開管理第３６２号）に基づき、適切に実施することとする。

総合評価の審査結果については、入札者の苦情等に適切に対応できるように評価項目ごとに評価の結果及びその理由を記録しておく。

また、落札できなかった入札者から落札情報の提供依頼があった場合には、当該入札者と落札者のそれぞれの入札価格及び性能等の得点を提供する。さらに評価の理由を求められた場合には、その理由を説明する。

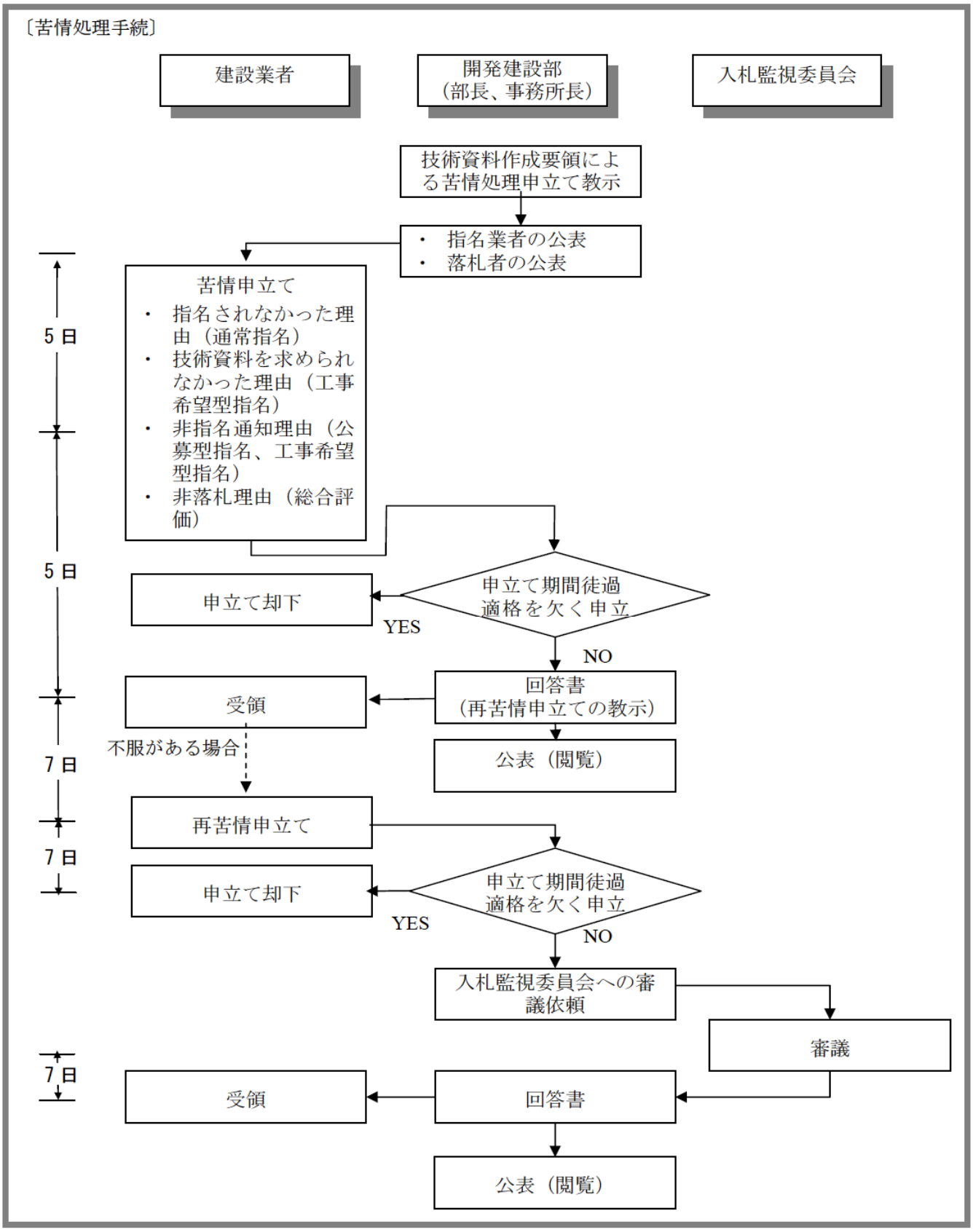
〔苦情処理手続〕
建設業者
開発建設部
（部長、事務所長）
入札監視委員会
技術資料作成要領による苦情処理申立て教示
・ 指名業者の公表
・ 落札者の公表
苦情申立て
・ 指名されなかった理由（通常指名）
・ 技術資料を求められなかった理由（工事希望型指名）
・ 非指名通知理由（公募型指名、工事希望型指名）
・ 非落札理由（総合評価）
5日
5日
申立て却下
申立て期間徒過
適格を欠く申立
YES
NO
受領
回答書
（再苦情申立ての教示）
公表（閲覧）
不服がある場合
7日
再苦情申立て
7日
申立て却下
申立て期間徒過
適格を欠く申立
YES
NO
入札監視委員会への審議依頼
審議
7日
受領
回答書
公表（閲覧）

苦情処理手続

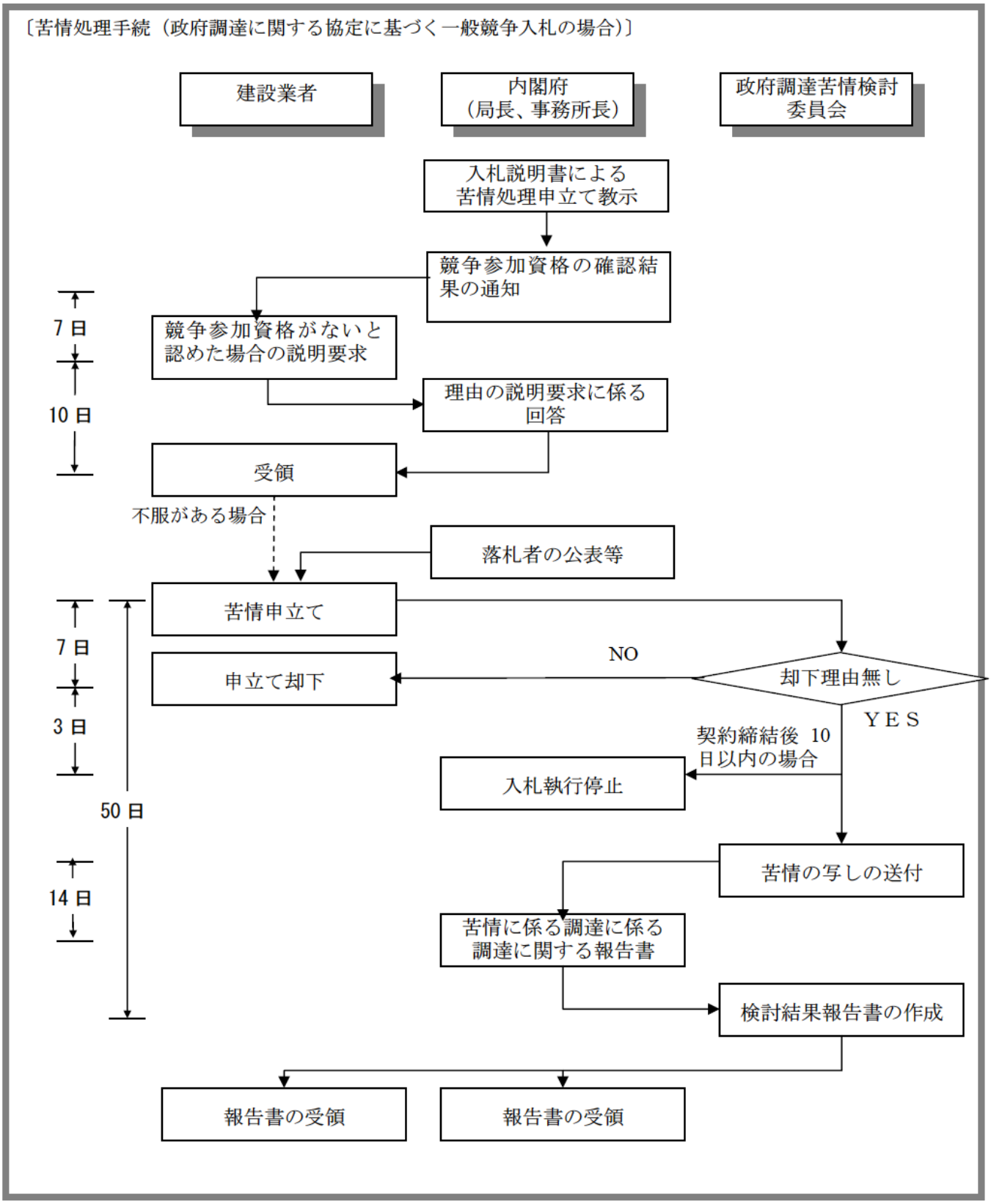

苦情処理手続（政府調達に関する協定に基づく一般競争入札の場合）

５．総合評価落札方式の評価内容の担保

5-1　技術提案履行の確保

評価内容の担保の方法

受注者の技術提案の不履行が工事目的物の瑕疵に該当する場合は、工事請負契約書に基づき、瑕疵の修補を請求し、または修補に代えもしくは修補とともに損害賠償を請求するとともに工事成績評定の減点対象とする。

施工方法に関する技術提案の不履行の場合には、受発注者間において責任の所在を協議し、受注者の責めによる場合には、工事成績評定の減点対象とする。

・ペナルティに関する事項は、入札説明書に記載すること。

○　工事成績評定の減点は、当面次のとおりとする。

（１）施工計画に関すること［施工計画重視型、チャレンジ型］　注：但し最大－１５点とする。

１項目×－３点（但し、最大－１５点）【２課題の場合】

１項目×－６点（但し、最大－１５点）【１課題の場合】

（２）地元企業からの資材調達に関すること

・未達成の場合　－１点

（３）登録基幹技能者の活用に関すること

・未達成の場合　－１点

（４）地元企業下請活用に関すること

・未達成の場合　－３点

（５）技術提案に関すること［技術提案評価型］

① 最大－１５点とし、案件毎に設定するものとする。なお、技術提案の達成度に応じて減点措置を講ずるものとする。

１項目×－３点（但し、最大－１５点）【２課題の場合】

１項目×－６点（但し、最大－１５点）【１課題の場合】

② 発注者が評価した技術提案について、実施されていないと判断される場合に①を適用するものとするが、その判断基準は、技術提案の効果と履行の状況を勘案し、その程度に応じて案件毎に設定する。

（６）施工計画に関すること[施工能力評価型（Ｉ型）]

① 施工能力評価Ｉ型の「施工計画」については、工事成績評定の減点の対象としない。

② 入札説明書においては、当該事項を規定した「５.(5)評価内容の担保」の箇所から「施工計画」の文言を削除する。ただし、特記仕様書の「第○条 総合評価方式に関する事項」については、従来どおり記載すること。

③ 施工能力評価Ｉ型の「施工計画」の考え方及び現地での対応等については、次のとおり。

・施工能力評価Ｉ型における「施工計画」については、企業が適切で確実な施工能力を有するかを評価するもので、競争参加の可否を決定するものである。

・また、同「施工計画」における提案事項については、総合評価における技術評価点の対象としないため、工事成績評定の減点の対象としない。

・従って、施工現場での確認については通常の「施工計画書」と同等の扱いとする。
・自主施工の原則に基づき、工事契約後の施工方法等の選択は受注者の責任において行われるものである。
・「施工計画」の提案事項についても上記の「施工方法等」に含まれるものであり、これらは、「施工計画書」として提出されるものである。

６．総合評価落札方式の試行等

総合評価落札方式においては、技術評価点の評価方法等に関し、試行や試行に向けた検討を実施している。それぞれの試行等の内容は以下のとおりである。

6-1　施工体制確認型総合評価落札方式の試行（平成１８年～）

いわゆるダンピング受注については、これまでも対策を講じてきたところであるが、低入札工事においては、下請業者における赤字の発生及び工事成績評定点における低評価が顕著になる傾向があり、適切な施工体制が確保されないおそれがある。このため、「施工体制確認型総合評価落札方式の試行について」（平成１８年１２月８日付け国地契第７２号、国官技第２４３号、国営計第１１７号）に基づき、当分の間、品質確保のための体制その他の施工体制の確保状況を確認し、入札説明書等に記載された要求要件を確実に実現できるかどうかを審査し、評価することとした。

○　対象工事

すべての評価項目が、標準ガイド（「総合評価落札方式の実施について」（平成１２年９月２０日付け建設省厚契発第３０号）の別紙「工事に関する入札に係る総合評価落札方式の標準ガイドライン」をいう。）第１Ⅲ１(1)に定める必須以外の評価項目である工事のうち、地方整備局長及び事務所長（以下「地方整備局長等」という。）が特に適切な施工体制を確保する必要があると認める予定価格が１億円以上の工事において試行することとするほか、技術提案評価型Ａ型を適用する工事については、品質確保の実効性及び施工体制確保の確実性の観点から、全て試行の対象とする。なお、その他の工事であっても、地方整備局長等が必要と認める場合には試行できるものとする。

対象工事については、品質確保のための体制その他の施工体制の確保状況を確認し、入札説明書等に記載された要求要件を確実に実現できるかどうかを審査し、評価する「施工体制確認型総合評価落札方式」の試行対象工事である旨を入札説明書において明らかにするものとする。

○　評価項目

施工体制評価項目として品質確保の実効性及び施工体制確保の確実性を設定するほか、「2-5 総合評価項目の審査・評価」に基づき、適切に設定するものとする。

○　標準点、施工体制評価点及び加算点

入札説明書等に記載された要求要件を実現できる場合に与える点数は標準点と、入札説明書等に記載された要求要件を実現できる確実性の高さに対して与える点数は施工体制評価点と、入札説明書等に記載された要求要件以外の性能等に対して与える点数は加算点と称するものとする。

○　配点割合

得点配分は、標準的には、次のとおりとする。

・標準点は、100 点とする。
・施工体制評価点は、30 点とし、上記評価項目に基づき施工体制評価項目として設定された評価項目毎に各 15 点とする。

施工体制の評価項目等

評価項目	評価基準	配点	得点
品質確保の実効性	工事の品質確保のための適切な施工体制が十分確保され、入札説明書等に記載された要求要件をより確実に実現できると認められる場合	15.0	／15.0
	工事の品質確保のための適切な施工体制が概ね確保され、入札説明書等に記載された要求要件を確実に実現できると認められる場合	5.0	
	その他	0.0	
施工体制確保の確実性	工事の品質確保のための施工体制のほか、必要な人員及び材料が確保されていることなどにより、適切な施工体制が十分確保され、入札説明書等に記載された要求要件をより確実に実現できると認められる場合	15.0	／15.0
	工事の品質確保のための施工体制のほか、必要な人員及び材料が確保されていることなどにより、適切な施工体制が概ね確保され、入札説明書等に記載された要求要件を確実に実現できると認められる場合	5.0	
	その他	0.0	

・加算点は、施工能力評価型は 40 点、技術提案評価型Ｓ型は 60 点、技術提案評価型Ａ型は 70 点とする。

工事の内容等に応じて加算点に係る評価項目を複数設定しようとする場合は、「2-5 総合評価項目の審査・評価」により各評価項目毎の加算点を定めるものとする。

○　施工体制評価項目の審査・評価方法

（１）地方整備局長等は、どのように施工体制を構築し、それが入札説明書等に記載された要求要件の実現確実性の向上につながるかを審査するため、原則として、予定価格の制限の範囲内の価格で入札をしたすべての者について、開札後速やかに、ヒアリングを実施するものとする。

ヒアリングの実施については、その旨を入札公告において明らかにするとともに、次に掲げる事項を入札説明書において明らかにするものとする。

▽ ヒアリングを実施する旨

▽ ヒアリングを実施する日時及び場所

▽ その他地方整備局長等が必要と認める事項

（２）入札参加者のうち、その申込みに係る価格が予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号）第 85 条の基準に基づく価格（以下「調査基準価格」という。）に満たない者は、施工体制の確保を含め契約の内容に適合した履行がされないこととなるおそれがあることから、地方整備局長等は、価格以外の要素として性能等が提示された入札書のほかに、開札後、所定の資料の提出を求めることとする。なお、当該資料の提出については、あらかじめ入札説明書において資料の提出期限及び内容等を明らかにするものとする。

（３）地方整備局長等は、価格以外の要素として性能等が提示された入札書（施工体制の確認に必要な部分に限る。）、(1)のヒアリング、(2)の追加資料及び工事費内訳書等をもとに(1)本文の審査を行い、入札説明書等に記載された要求要件を実現できると認められる場合には、その確実性の高さに応じて施工体制評価点を付与する。この場合、標準的には、「3-3 技術評価点の算出方法」に掲げる判定方式により、評価項目毎に３段階で評価（15 点／５点／０点）するものとする。

（４）評価に当たっては、次の方式により行うものとする。

▽ 調査基準価格以上の価格で申込みを行った者は、施工体制の確保を含め、契約の内容に適合した履行がされないこととなるおそれがあるとはされていないことから、施工体制が必ずしも十分に確保されないと認める事情がある場合に限り、施工体制評価点を満点から減点することにより評価するものとする。

▽ 調査基準価格を下回る価格で申込みを行った者は、施工体制の確保を含め、契約の内容適合した履行がされないこととなるおそれがあることから、施工体制が確保されると認める場合にその程度に応じて施工体制評価点を加点することにより評価するものとする。さらに、地方整備局長等は、調査基準価格を下回る価格で申込みを行った者のうち、下請業者における赤字の発生及び工事成績評定点における低評価が顕著になるなど品質確保のための体制その他の施工体制が著しく確保されないおそれがある価格（予定価格の算定の前提とした各費用項目毎の金額に、直接工事費については 90%、共通仮設費については 80%、現場管理費については 80%、一般管理費等については 30%をそれぞれ乗じ、さらに 100 分の 110 を乗じて得た金額を合計した価格をいう。）に満たない価格で申込みを行った者については、審査を特に重点的に行うこととし、施工体制が確保されると認める事情が具体的に確認できる場合に限り、施工体制評価点を加点するものとする。

（５）入札参加者が、ＶＥ提案等の内容に基づく施工を行うことによりコスト縮減の達成が可能となること及びその縮減金額を(2)により提出を求める資料において明らかにした場合は、コスト縮減金額として地方整備局長等が認めた金額を当該入札参加者の申込みに係る価格に加えた金額を当該入札参加者の申込みに係る価格とみなして(4)を適用する。

（６）（１）のヒアリングは、「予算決算及び会計令第 85 条の基準の取扱いに関する事務手続について」（平成 16 年 6 月 10 日付け国官会第 368 号）記第 4 により行う事情聴取及び「低入札価格調査制度調査対象工事に係る監督体制等の強化について」（平成 6 年 3 月 30 日付け建設省厚発第 126 号、建設省技調発第 72 号、建設省営監発第 13 号）記 2(1)及び(2)により行うヒアリングとは異なる性質のものであることに留意すること。

（７）（１）のヒアリングに応じない者及び(2)の追加資料の提出を行わない者については、当該者のした入札は、入札に関する条件に違反した入札として無効とすることがある旨を入札説明書において明らかにするものとする。

（８）技術提案評価型Ａ型を適用する工事のうち、技術提案に基づき予定価格を作成するものにおいては、技術提案と併せて提出された設計数量や、必要に応じて求めた単価表等に基づき積算した価格が入札時の内訳書と異なる場合は、理由の説明を求め、物価の変動等特別の理由がない限り当該技術提案を認めず、入札を無効とすることを基本とする。なお、技術提案と併せて提出された設計数量や、必要に応じて求めた単価表等に基づき積算した価格が入札時の内訳書と異なる場合は、当該者のした入札は、入札に関する条件に違反した入札として無効とすることがある旨を入札説明書において明らかにするものとする。

（９）技術提案評価型Ａ型を適用する工事のうち、技術提案に基づき予定価格を作成するものにおいて、予定価格に見積を採用された者以外の者については、その者の技術提案に要する費用が適切であるかを審査し、その者の提案を採用する場合の予定価格を作成の上、地方整備局長等が当該価格の妥当性を確認した場合は、(2)中「予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号）第 85 条の基準に基づく価格」とあるのは「その申込みに係る技術提案を基に予定価格を算出するとした場合に、予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号）第 85 条の基準に基づき算出される価格」と、(4)中「予定価格」とあるのは「その申込みに係る技術提案を基に予定価格を算出するとした場合の当該価格」と読み替えて、(1)から(4)まで及び(6)から(8)までを適用するものとする。

○　その他

・ 施工体制評価点が低い者に対しては、加算点の付与を慎重に行うこととする。ただし、その影響範囲は「技術提案」による加算点とし、「企業の能力等（地域精通度・貢献度等を含む）」、「技術者の能力等」による加算点には影響させないものとする。

・ 施工計画書等に記載された内容が適切でないため、入札説明書等に記載された要求要件を満たすことができないと認められる場合には、入札参加者が価格以外の要素として提示した性能等を採用しないこととし、標準点を与えないものとする。
・ 本対象工事においては、開札後に価格以外の要素である性能等の評価を行うこととなるため、性能等の評価については、公正、公平な審査を通じて適切に行うよう厳に留意すること。

技術評価点への反映イメージは、施工体制確認型総合評価落札方式のとおりである。

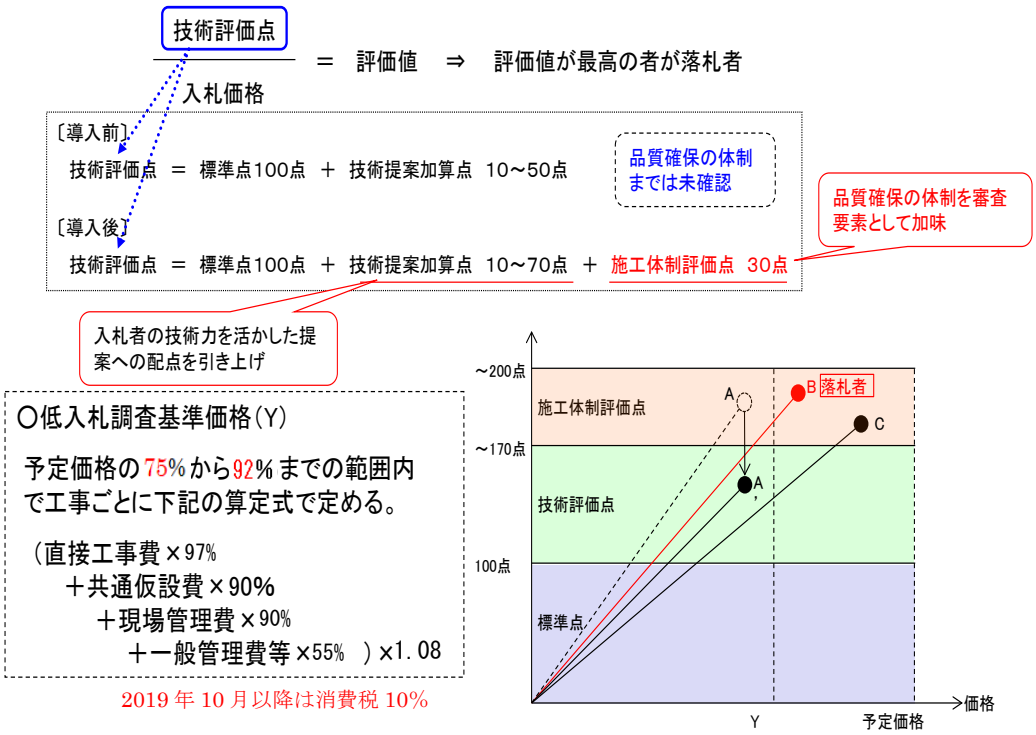

施工体制確認型総合評価落札方式

6-2　段階選抜方式の検討

○　基本的な考え方

段階選抜方式は、技術資料（同種工事の実績等）や簡易な技術提案に基づき競争参加者を数者に絞り込んだ（一次審査）後に、詳細な技術提案の提出やヒアリングを求め、契約の相手方を決定（二次審査）するというものであり、発注者には技術審査・評価に係る事務量の軽減及び期間の短縮、受注者には技術提案作成に係る負担の軽減につながることが期待される。

段階選抜方式を用いない現行の総合評価落札方式の手続においては、全ての競争参加者に詳細な技術提案を求め、全ての技術提案を審査・評価することになるが、競争参加者が特に多いため入札段階における競争参加者及び発注者双方のこれらの手続コストが増大しているものについては、段階選抜方式を活用し、双方の事務量の軽減と、適正な審査の確保を図ることが望ましい。このため、段階選抜方式を試行的に実施し、実施手続の詳細を検討していく必要がある。

本方式は、入札に参加する者を選定することから会計法上は指名競争入札となるものと考えられる。一般競争入札においては、あらかじめ競争参加資格を公告する必要があり（予算決算及び会計令（以下「予決令」という。）第７５条)、競争参加資格を満たした者はすべて競争に参加できる（予決令第７３条）ものであることから、一般競争入札において、競争参加者を技術提案が優秀な数者程度に絞り込むことは困難である。従って、本方式の実施にあたっては、指名競争入札として関係法令が適用されることに留意が必要である。

なお、一次審査に参加することができる者の要件や、一次審査、二次審査の評価項目や評価基準を明らかにし、手続の透明性や公正性の確保を図るものとする。

また、対象工事については、段階選抜方式における一次審査に係る参加表明書及び資料を提出した者のうち、一次審査の審査評価点合計が上位の者に限り、二次審査に必要な書面の提出を求める段階選抜方式の試行工事である旨を入札公告及び入札説明書において明らかにするものとする。

○　対象工事

段階選抜方式の実施方法が確立するまでは、技術提案評価型を適用する工事のうち、技術提案を求める競争参加者数を絞り込む必要がある工事を対象に、試行的に実施する。

なお、施工能力評価型Ｉ型を適用する工事のうち、ヒアリングを行うに際し、競争参加者数を絞り込む必要がある工事について適用することも考えられるが、高知県内の入札談合事案を踏まえた手続き見直しが必要であることから、施工能力評価型における段階選抜方式の試行については当面実施しないものとする。

○　評価項目及び評価基準の考え方

一次審査（指名されるために必要な要件）の評価項目は、競争参加者及び発注者双方の負担軽減の観点から、企業の能力等及び技術者の能力等とすることが望ましい。具体的には、企業及び技術者の工事実績、工事成績評定点、優良工事表彰、優良工事技術者表彰をそれぞれ必須項目とすることを基本とする。その他、工事における必要度・重要度に基づき、地域精通度・貢献度等の選択項目について、それぞれ適切に設定するものとする。一次審査では、評価点の上位者を二次審査の対象として絞り込む。

二次審査（総合評価に関する事項）の評価項目は、技術提案評価型Ｓ型のうちＷＴＯ対象工事以外のものについては、一次審査の評価項目のほか、技術提案、配置予定技術者へのヒアリング（選択）及び施工体制（選択）とする。また、ＷＴＯ対象工事及び技術提案評価型Ａ型を適用する工事については、一次審査での評価項目は二次審査（総合評価に関する事項）では評価しない。従って、二次審査の評価項目は、技術提案評価型Ｓ型のうちＷＴＯ対象工事については、技術提案、ヒアリング及び施工体制（選択）とし、技術提案評価型Ａ型を適用する工事については、技術提案及び施工体制（選択）とする。なお、技

術提案評価型については、品質向上に資する技術提案を評価する。また、技術提案評価型Ｓ型を適用する工事における配置予定技術者へのヒアリングは、ＷＴＯ対象工事以外のものでは、監理能力及び技術提案の理解度（共に選択）について、ＷＴＯ対象工事では、技術提案の理解度について確認する。

○　課題等

一次審査における競争参加者数の絞り込みについては、発注者及び競争参加者の手続負担の軽減を図る必要がある一方で、競争参加者の受注機会を制限せず、かつ競争性を確保するため、一次審査における評価項目の妥当性の検証や、一次審査における各順位者の落札可能性について検討を進める必要がある。このため、当面の間、段階選抜方式を試行的に実施する場合の競争参加者の絞り込みの数については、技術提案評価型Ｓ型については５～１０者程度、技術提案評価型Ａ型については３～５者程度を、競争参加者の受注機会の確保及び競争性の確保を考慮して設定するものとする。

また、国内実績のない外国籍企業が国外での施工実績により参加する場合に国内実績と同等に評価する方法については、今後検討が必要であるが、当面、「当該発注部局の総合評価審査委員会において審査の上、発注者の示した要件を満たす同種工事の施工実績として妥当と判断された場合、選抜者に加える。」などの対応が考えられる。

なお、技術提案の採否の通知については、技術提案の評価後、入札書の提出期限の前までに速やかに行うことが望ましい。

※当局においては、２０者以上の応募者が見込まれる技術提案評価型Ｓ型で実施すること。

6-3　事後審査型入札方式の検討

事後審査型入札方式は、公告後に入札書（価格と技術提案（施工計画））と競争参加資格確認資料を求め、価格だけを開札して予定価格以下の応札者の参加資格を確認した後に、技術提案の審査・評価を行う方式であり、これにより、競争参加者には、配置予定技術者の確保期間の短縮、発注者には技術審査・評価に係る事務量の軽減が期待される。

しかしながら、事後審査型入札方式を採用する場合、入札書を開札した後の競争参加資格の審査ならびに技術提案の審査・評価に対し、中立かつ公正な運用を確保する必要があることから、当面、事後審査型入札方式は実施しない。

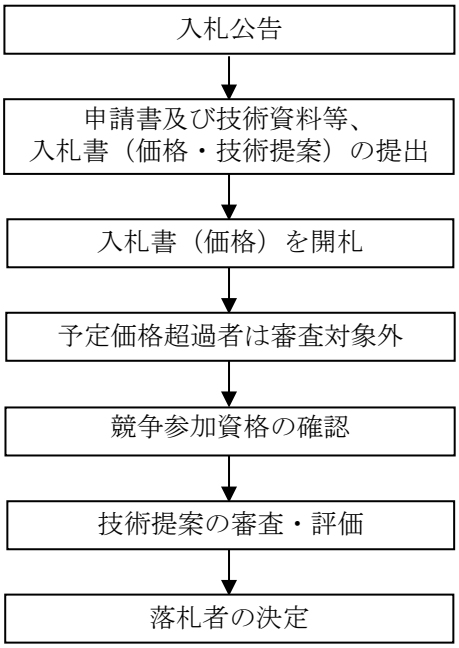

事後審査型入札方式の入札手続フローのイメージ